

災害対策調査特別委員会会議録①

1 開会年月日

令和8年9月25日（金）

2 開会場所

委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	宮本伸一
副委員長	たかはま なおき
理事	吉村美紀
理事	石沢のりゆき
理事	豪一
理事	宮崎こうき
理事	岡崎義顕
理事	浅田保雄
理事	海津敦子
理事	山本一仁
委員	浅川のぼる

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

6 出席説明員

新名幸男	副区長
榎戸研	防災危機管理室長
鵜沼秀之	都市計画部長
小野光幸	土木部長
細矢剛史	資源環境部長
吉田雄大	教育推進部長

横 山 尚 人	広報戦略課長
矢 部 裕 二	防災危機管理課長
三 宅 徹	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
進 憲 司	福祉政策課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 畑 幸 代	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
石 川 浩 司	リサイクル清掃課長
村 岡 健 一	保全技術課長
足 立 和 也	学校施設課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	高 橋 裕 美
議事調査主査	菅 波 節 子

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

- 1) 文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況について
- 2) 文京区避難所運営ガイドラインの改訂案について
- 3) 令和8年熊本地震に伴う被災地支援について

(2) 一般質問

(3) その他

午前 9時58分 開会

○宮本委員長 おはようございます。それでは、定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、災害対策調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいています。

○宮本委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います。よろ

しいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

また、委員会終了後、令和8年度の研究会について協議を行うため、理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、委員会終了後、理事会室にて理事会を開催します。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○宮本委員長 本日の委員会運営についてです。理事者報告3件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。一般質問、その他、委員会記録について、令和8年11月定例議会の資料要求について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○宮本委員長 それでは、理事者報告に入ります。

総務部防災危機管理課より3件です。報告事項1、文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況について、報告事項2、文京区避難所運営ガイドラインの改訂案について、報告事項3、令和8年熊本地震に伴う被災地支援について、以上3件の説明をお願いします。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 皆さん、おはようございます。防災危機管理課から3件報告させていただきます。

まず、資料1号を御覧ください。文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況についてでございます。

こちら、目的としまして、令和6年度の地域防災計画の修正の各施策を推進するため、計画に掲げる主要な施策について、令和7年度の取組状況をまとめましたので、報告するもの

です。

対象施策についてです。(1)番、文京区防災、文京区地域防災計画（令和6年度修正）の重点項目ごとに選定した施策で、以下に記載した7項目となります。また、(2)として、七つの重点項目以外にも、その他、重要性の高い施策を記載しております。

3番、取組状況についてです。具体的な取組状況につきましては、別紙のとおりまとめましたので、幾つか主な取組状況について説明いたします。

まず、2ページ、お進みください。一つ目の重点項目、在宅避難の推進についてです。1番の在宅避難の周知啓発について、取組状況につきまして、在宅避難のVRコンテンツについて、防災フェスタ等で活用を図るほか、防災アドバイザー派遣事業において、在宅避難の訓練を実施するなど、様々な機会を捉えた啓発に取り組んでまいりました。

次に、5ページ、お進みください。重点項目2番目の中高層建築物の防災対策についてです。6番のマンション防災の啓発については、災害時に必要な備蓄の一つであるトイレについて、マンション管理組合や防災士等を対象とした災害時のマンションのトイレ対策セミナーを実施し、携帯トイレの備蓄や発災後のトイレの自己点検等について啓発を行いました。また、防災士スキルアップ講座のテーマに、マンション防災を取り入れました。

そのほか、7番目のマンションにおける防災活動等の支援についてです。こちら、防災訓練実施経費や備品購入経費等を助成するほか、区民防災組織と合同で防災訓練を行う場合は、備蓄品購入費用の助成限度額を増額することで、地域との連携を推進してまいりました。

次に、7ページ、お進みください。重点項目3番目の自助・共助の意識の醸成についてです。次の8ページ、11番を御覧ください。避難所運営協議会の設置・支援についてです。区の避難所総合訓練や避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練等において、避難所開設キットを使用した避難所開設運営訓練等を実施しました。また、避難所運営協議会が主体的に実施する訓練等に対し、訓練経費を助成し、訓練の啓発を行ってまいりました。そのほか、協議会や防災士に対し全体会等を通じて他協議会の訓練実績や訓練内容を共有いたしました。

次に、11ページ、お進みください。重点項目四つ目です。要配慮者や女性等への対応についてです。12ページの17番を御覧ください。避難所運営における女性等の参画推進についてです。区が資格取得を助成した防災士のうち、女性の割合は30%を超え、昨年度より増加いたしました。また、妊産婦・乳児救護所の開設訓練を実施するなど、災害時における妊産婦等への配慮について周知啓発に取り組んでまいりました。

次に、14ページ、お進みください。重点項目5番目です。避難所環境の改善・充実につい

て、20番を御覧ください。食料、飲料水、生活必需品の備蓄についてです。各避難所の備蓄物資について定期的な棚卸しを実施し、適切な維持管理を行ってまいりました。また、国の交付金を活用し、避難所の生活環境改善を図るため、炊き出し釜や段ボールベッドの追加購入及び災害用シャワーの新規購入など、TKBBに関する備蓄を進めました。TKBBとは、トイレ、キッチン、ベッド、バスになります。また、一般社団法人日本キッチンカー経営審議会との協定を新たに締結し、災害時の食支援体制の強化を図ってまいりました。

次に、16ページ、お進みください。重点項目6番目、帰宅困難者対策についてです。25番の一時滞在施設の確保についてでは、一時滞在、帰宅困難者一時滞在施設の協定先とマニュアルの作成や訓練の実施に向けた検討を進めてまいりました。また、区内の事業者と一時滞在施設の提供に関する協定を締結いたしました。

次に、17ページ、お進みください。重点項目7番目のICT技術を活用した災害対応業務の最適化についてです。29番の災害対策に有効なICTの活用についてです。こちら、ドローン事業者と協定を締結し、災害時等のドローン支援体制を構築しました。また、今後の方針としまして、地域活動センターに衛星通信機器を配備し、地上通信が途絶した際の災害対策本部と地域拠点の通信体制を確保に努めているところです。こちらにつきましては、6月に配備が完了しているところでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。ここからが、その他、七つの重点項目に当てはまらないところになりますけれども、こちらにつきましては、記載のとおりとなっております。

取組状況についての記載は以上となります。

資料第1号の説明は以上です。

続きまして、資料2号を御覧ください。文京区避難所運営ガイドラインの改訂案についてです。

1番の概要としまして、文京区避難所運営ガイドラインの改訂に向け、令和7年度中に改訂素案を作成し、令和8年2月議会において報告したところでございます。今般、避難所運営協議会、防災士、学識経験者及び庁内への意見照会や東京都避難者生活支援指針の内容等を踏まえ、改定案を作成したため、報告するものでございます。

2番目の基本的な考え方についてです。本区における避難所の基本方針や開設・運営に係る対応方針を示すとともに、避難所運営協議会による主体的な運営が行えるよう、標準的なマニュアルとして更新し、各避難所の運営マニュアルの作成にもつなげてまいります。

3番目の改訂案についてです。素案から案への主な変更点につきまして御説明いたします。

別紙1の、こちら88ページですかね、88ページ、御覧ください。第4編として、避難所における在宅避難者への支援について新たに記載しております。こちらがこの88ページのところで、区における在宅避難の考え方、次の89ページにおいて、都の指針を踏まえた今後の取組についてというところを新たに追加いたしました。

また、次ページ以降が、資料編として約80ページほど、資料編として追記しております。

一番最後の170ページを御覧ください。改定素案から案への改定について、今、4編で追記したもののほか、軽微な文言の追加や修正につきましては、170ページの一覧に記載したとおりとなっております。

この後、また1ページにお戻りください。ちょっと重複する部分もございますが、主な検討経過でございます。避難所運営協議会や防災士、学識経験者及び庁内に意見照会を実施し、記載内容を修正してまいりました。また、都の指針内容を踏まえ、第4編に避難所における在宅避難者への支援を追加するとともに、参考資料、参考資料と、参考添付として資料編を追記したものとなっております。

今後の予定につきましては、この後、この9月にガイドライン改訂というような流れになっております。

資料2号の説明は以上です。

続きまして、資料3号を御覧ください。令和8年熊本地震に伴う被災地支援についてです。

1番目の支援物資の提供につきましては、熊本県熊本市に対し、非常食、給水袋、乳幼児用物資、生活用品など、資料に記載の物品等を送付いたしました。こちらにつきましては、8月13日にスポーツセンターのほうで支援物資の積込みを行い現地へ出発、翌14日の午前中にアクアドーム熊本まで支援物資を無事に搬送することができました。

2番目の職員派遣についてです。(1)の熊本市への派遣につきましては、罹災証明の交付、住家被害認定調査というところで、資料に記載の期間、事務職と建築職をそれぞれ1名ずつ派遣しております。(2)の八代市につきましては、巡回による在宅避難高齢者の健康状態の把握等で、8月5日から19日まで、都合15日間ですかね、保健師が3班体制で6名、事務職が3名、合計9名を派遣しております。

3番目の災害義援金についてです。こちら、震災があった翌日7月29日から年内の開庁日まで、12月28日まで、義援金の受付を行っております。以下に記載の受付窓口で記載をしております。

続きまして、2ページ目、お進みください。4番目、ふるさと納税の災害支援の代理寄付

受付についてです。こちらにつきましては、上天草市、八代市に対し、記載の期間、代理の寄附の受付を実施しております。

最後、5番目のその他、文京区社会福祉協議会において、災害ボランティア活動助成や災害義援金活動及び被災者支援のための都内一斉街頭募金などを実施しております。

資料3号の説明は以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項1、文京区地域防災計画（令和6年度修正）の取組状況についての御質疑をお願いいたします。挙手をお願いいたします。

岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 地域防災計画の取組状況ということで、令和6年度に修正をされて、それ以前から、年々、地域防災計画の取組については様々強化してきたこともありますし、そういったところは評価するところではありますけども、一方で、課題も幾つかあるのかなというふうにも思っております。その辺、何点かお聞きしたいと思いますけども、先ほど、課長さんの報告もありましたように、在宅避難の推進とか、マンション防災の強化とか、また、ドローンの支援体制の構築というような形では、かなり進んできたのかなと思います。一方で、例えば3番の建築物の耐震化の促進というところでは、なかなか思うように進まない、進んでいないのかなというふうに件数を見ても思います。今後の方針で、特にこの緊急、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の助成の見直しを行うというふうにもありますけども、思い切った助成も必要なのかなと思いますけども、現状どのようにお考えになっているのが1点。

それから、5番の備蓄の促進では、備蓄品の購入費助成を行っておりますけども、中高層共同住宅に対しての助成も、全体の中高層マンションの数から見ればかなり、かなりというか、これも結構厳しい数字かなというふうにも思っております。最近の中高層マンションは、もうマンション独自で備蓄ないし防災対策をやっているところも結構見受けられますけども、そのあたりはどのように把握しているのか、また、どのように認識をされているのか。

取りあえず、2点お伺いいたします。

○宮本委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 耐震改修の助成金については、地域整備課のほうで担当しているんですけども、御質問があった特定緊急輸送道路についてですけれども、今年度、一般緊急輸送道路と緊急道路障害物除去路線については、金額の見直し等の拡充を行っております。そう

いったことを受けまし、受けましてといいますか、特定緊急輸送道路のほうで、若干金額が、なかなか改修が進まないというところが、金額的な要因もあるのではないかとということも含めて、今後、そういった見直しを行うと、検討しているという状況でございます。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 続きまして、マンション防災の備蓄品の部分についてでございますけれども、こちらにも主にマンションの管理組合であるとか、実際、管理会社のほうなどを通じて備蓄品の購入などの助成については、いろいろ周知啓発を図っているところでございます。また、訓練と併せて備蓄品の購入であるとかいう部分、また、町会等と一緒に合同で訓練を実施する等、備蓄品の訓練の経費とかも少し増額するというような対応も行っておりますので、まだまだ文京区全体のマンション棟数からすると少ない件数かもしれませんが、こういった助成制度を継続してやっていくことで、マンション防災について取組というのは充実を図っていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かに、建築物の耐震化はお金というか費用もかかることで、なかなかそう簡単にはいかない部分も確かにあると思うんですけども、いろいろ戸別訪問とかもしていただいたり、周知啓発はしていただいているところだとは思いますが、比較、ああ、ごめんなさい、引き続きしっかりこの耐震化、在宅避難の推進というふうにも言いながら、なかなかその辺の建物の耐震化というのは大きな激甚災害が来たときに、やっぱり建物の耐震化が非常に重要になってくると思いますし、引き続きお願いしたいと思います。備蓄の促進についても、特に中高層マンションの訓練と一緒にやると、何だっけ、やると……。

（「助成の……」という人あり）

○岡崎委員 助成の、そうだね、上がったというふうなことで工夫はしていただいているんですけども、熊本地震、やっぱり何というんでしょうかね、もう昔から言うと、東日本大震災が起き、大きな地震が起きると防災の意識が向上するというような、いい面と悪い面とあるんですけども、そういった意味も含めて、やはり防災意識の向上ということがとても大事な部分になってくるというふうにも思いますので、様々工夫をしていただきながら進めていただければと思います。

それと、11番の避難所運営協議会の設置・支援ということで、この前も言ったかもしれないんですけども、なかなか避難所によっては、何でしょうかね、温度差というか、取組が強

いところとそうでもないというようなところもあると思うんですけども、その辺の現状はどうなのかということと、特にこの報告2号であります、今度、避難所運営ガイドライン、今、改訂をされて、また、そういった意味では、避難所の協議会の中でも周知をしていただくことも必要だと思いますし、特にその辺はしっかり協議会の皆さんに周知していただくということは、やっぱり丁寧に進めていただきたいとは思っておりますけども、そのあたりはどのように考えているのかお伺いいたします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 確かに、今、委員から御指摘いただきましたとおり、協議会によって訓練の実施回数とかというのは、一定、高低差があるといえますか、そういうところがあるところは区としても認識しているところではございます。また、改めて委員から御指摘ありましたとおり、次の避難所運営協議会のガイドラインが、この改訂された暁には、全ての避難所に対して周知、改めて周知するとともに、まずは訓練の手前の段階として、例えばこの避難所運営ガイドラインのマニュアルのほうをまずは読んでいただくとか、そういうところから改めて周知啓発というのは努めてまいりたいと考えております。また、そういった流れの中で、それが訓練のほうにつながっていけるように、区としても努力というのか、伴走型の支援というのは行ってまいりたいと考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。避難所運営ガイドラインを本当にいいきっかけというか、いい機会にもなると思いますので、その辺、33か所でしたっけ、33か所の避難所に丁寧な御説明をしていただければと思います。

あと、20番の食料、飲料水、生活必需品の備蓄ということで、うちの、うちのというか、田中議員が本会議質問でもさせていただきですけど、いただきましたけども、今回、新たに災害用シャワーの新規購入とか、あと、日本キッチンカー経営協議会、審議会か、と新たな協定を締結しましたという御答弁もありましたけども、これは具体的に、もうちょっと具体的にどのように運営をされていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、一つ目の、新たに今回、災害用のシャワーとか購入した部分につきましては、現在、スポーツセンターのほうに配備をしているところでございます。4台配備しております。こちらにつきましては、現在の想定では、本郷給水所公苑とスポーツセンターが給水ステーションになっておりますので、まずはそこでの使用というのを現在の

ところは想定しているところです。また、今後、この今の台数で到底足りるとは思っていませんので、今後、ほかの種類とかも含めて、新たな配備計画とかというのは、今後、考えてまいりたいというふうに思っております。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 キッチンカー、日本キッチンカー経営審議会との協定の締結につきましては、有事の際、文京区内が被災した際に、全国に経営をしているキッチンカーの方から応援をいただきまして、区内の避難所にキッチンカーを来ていただきたいというふうに考えております。話では、1週間に、1週間から10日程度で1回来ていただくというところを想定しておりまして、避難生活の質の向上というところを目標に、温かい食事の提供、そして質の高い避難生活を過ごしてもらうために、今回、締結をしたところでございます。

防災フェスタ等にも、昨年、参加していただいておりますし、今年も参加していただくというところで、顔の見える関係を築きながら、有事の際にすぐに駆けつけていただけるように、こちらも今後、今後も引き続きお互いの関係を築いていきたいと考えています。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確認的な部分もありましたけども、様々新たな取組を含めて、やっぱり、とても大事なところだというふうにも思います。そういった意味では、地域防災計画が着実により実効性のあるものになるように、また、具体的な形で充実をされていくように、今後もしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

宮崎委員。

○宮崎委員 私からは、まず、一番最初に、右下5ページの6番、あと7番もちょっと関わってきますかね、マンション防災の啓発のところについてちょっとお聞きしたいと思います。

取組状況としましてはね、こちら、災害時のマンションのトイレ対策セミナー、参加者82名、69団体が出たということで、こちら今年の1月とか、2026年1月とかに行われたのかなと思うんですけど、私、こちら参加させていただいて、本当にね、マンショントイレの重要性、これ本当にマンションにお住みの方だったら本当に一度はね、受けてみたいなと思えるぐらいの、本当にいいセミナーだったと思います。本当にありがとうございました。

そういう中で、ちょっと課題のところを、課題として、住居者による主体的な防災対策をこちら推進する必要があると、こちらありますが、そのためには各マンション住居者にどの

ような、こちら周知へアウトリーチをしていくのか、こちらお考えがあればお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、こちらの事業につきましては、特にマンションの管理組合のほうに主に働きかけております。トイレ対策セミナーの案内とかにつきましては、区で作成する各種いろんな助成制度のチラシなども直接案内するなど、また、避難所とか、防災フェスタとか、各種訓練の場でも、そういった周知というのはしているところで、防災対策のきっかけになるかというふうに考えております。また、管理組合のほうを通じまして、一定、各種マンションの防災訓練であるとか活動助成の申請というのは上がってくることがございますので、そういった部分で区と住民の間に、この管理組合であるとか、管理会社が入っていただいて、その橋渡しといたしますか、そういうのをしていただけることを期待しているところです。そういった中で、一定、住民の方にもそういった周知が進んでいくものと考えているところと、あと、当然、区としても、区民、マンションにお住まいの方含めて、通常のSNSや区報等を通じて、そういった在宅避難の推進というような部分で周知というのは引き続きやってまいりたいと考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。本当にね、文京区は本当、今もね、歩いていても、もうどんどん中高層マンションも増えていって、マンションに関しましても、その管理組合があるところや、また、管理組合がないところはやっぱり管理会社のほうが中心にこういったことを進めていっていると思うんですけども、本当、各管理組合によっても、やっぱりマンションによってその防災対策に対しての意識とかもね、かなりいろいろと差があるのかと思いますし、私のマンションの、本当、管理組合に関しましても、マンション、本当にほかのいろいろやっぱり決めることがあるので、防災関係とかはね、なかなか話題がちょっと後回しになってしまうこととかあるので、そういったことも本当含めまして、文京区のほうからもね、各マンションの管理組合などへの働きかけをね、引き続き強化してやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう一個なんですけども、右下ページ20の35番のどこ、広域連携体制のちょっと構築についてので、ちょっと伺いたいと思います。

こちらに関しましては、他自治体との連携体制の構築というところも含まれているとは思いますが、こちらでもね、私、この間の本会議の一般質問でもさせていただいたところ

ですけども、ちょっと私の住むね、関口一丁目の地域、水害時の状況によってね、避難所案内に関して区の地域と異なる点もあって、水害・土砂災害時に大雨等により神田川を越えて避難所に行くことが危険な場合など、文京区の避難所でなくて、新宿区の榎町地域センターや牛込第一中学校や牛込第二中学校などの区外の避難所を案内される場合もあることから、文京区側と新宿側での連携も重要になってくるということもございます。その点に関しまして、しっかり文京区側と新宿側がね、原則年に1回、意見交換を実施していただいて、課題等の把握に努めているというところでね、本当はこちらの点に関しましてはありがたいと思います。

その中で、関口一丁目の各町会に対しまして、大雨等により神田川を越えてね、指定された避難所へ行くことが困難な場合には、新宿区の避難所への避難も可能であることを新宿区と連携して周知しているとのことですが、こちら、ちょっとどのように連携していつ周知しているのかお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら、区としましては、これまでも関口一丁目町会の各町会に対しましては、大雨等による氾濫が発生し、神田川を越えて指定された避難所に行くことが困難な場合には、避難方法の一つとして、新宿区の避難所へ避難することを新宿区とのワークショップ等を通じて、これまでも周知してきたところでございます。直近ですと、基本的に大体年に1回目安に、新宿区と文京区のほうでも担当レベル、のレベルでいろいろと意見交換等はさせていただいているところです。また、今年度につきましてはまだなんですけども、これから新宿区と、新宿区に対する避難につきましては、意見交換というのは今年度についても継続して行っていく予定でございます。

また、町会に対する周知の部分についてですけれども、こちら、基本的にはハザードマップとかの裏面のほうに、関口一丁目の各町会は、雨のときに神田川を越えて避難することが難しいときは、新宿区の榎町ですとか牛込第一中、牛込第二中に避難することができますというようなところは周知はさせていただいているところです。また、特にこの関口地区に対しましては、訓練とか、防災講話とか、そういう場を捉えて、その辺の周知というのは改めて周知徹底してまいりたいと考えております。

○宮本委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのね、周知に関しましては、非常に私の地域ということでもあって、私のほうでも引き続きね、地域内での周知等を行っていきたいと思って

おりますが、こちらの周知って、本当、伝え方によっていろいろと誤解も生じるので、本当に周知が難しいところであると思うんですけども、ぜひね、引き続き区のほうでもね、周知啓発のほうをぜひお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 まず、14番、避難行動要支援者の支援の部分ですけれども、今年の7月28日に、心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う会というのが開催されたかと思います。それで、そのときに、文京区聴覚障害者協会の方から、タブレット端末の支給について要請を受けているのではないかなというふうに思います。それで、その際、防災課さんの御回答としては、手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末、こういうものを避難所に配備をすると、今後、それから手書きの電光掲示板、全避難所に配備するというようなことを御回答されておりました。

ただ、当事者の方からは、聴覚にやっぱり障害があるということで、そういう避難所に避難をなさいという情報、やっぱりこういうものがなかなか当事者にとって得づらいというような、そういうお話があります。それで、やはりそういった、やはり避難をなさいということ、さらにこの当事者の方というのは、聴覚に障害を持っている当事者の方というのは、やっぱり文字情報だとなかなかね、そういう情報を認識しづらいと。情報保障されないというような、そういう課題もあるそうです。要するに、手話のほうやっぱり情報の入手としては慣れていると。文字よりも手話のほうスムーズにやっぱり認識することができるというような、そういう方もやはりいらっしゃるということでした。ですから、やっぱりこういう避難所に避難をするための情報保障として、やっぱりタブレット端末の支給貸与、やっぱりこういうものは防災の観点からも必要だというふうに私たち考えているところなんですけれども、そういったことについて、ぜひ防災課、防災危機管理課、防災当局からも、所管は障害福祉課だと思いますけれども、そういったところにやっぱりこう伝えてもらいたいなということだとか、そういうやっぱり当事者の方々の声に、防災当局としてはどのように受け止めているのかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今、委員から御指摘いただいた点につきましては、タブレット端末のそういう支給とかということかと思いますが、こちらにつきましては、現在、福祉部のほうにおいて、日常生活用具としての給付に関する情報収集とか課題整理などの検討を

行っているというところは聞いているところでございます。また、防災危機管理課としても、そういう災害時の対応という部分につきましては、所管課や関係団体とかと、一定、意見交換とかそういうのを進めながら、その辺は考えていきたいというふうに思っております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう意見交換の中で、やはり、ぜひそういう必要性というのが、いろんなアプリなんかを通じて、防災課としても逃げなさいという情報はいろいろ広めているところだと思んですけども、それをやっぱり得る端末が、やっぱりもう必要だろうということは、ぜひ防災当局からも言っていっていただきたいなというふうに、これは重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、14ページの20番、食料、飲料水、生活品の備蓄というところなんですけれども、これについては、区は都と連携して、発災後3日間の物資の確保に努めると、このように記載されているということです。国の交付金なんか活用して、炊き出し釜や段ボールベッドの追加購入をしたというふうにも書かれているわけでありますけれども、一方で、7月28日に発生した熊本地震では、その必要な物資、例えば段ボールベッドだとか、そういったものが避難所に届くまでに10日以上かかったというような、そういうこともあったそうです。これは、私たち現地の日本共産党の県議団なんかの報告なんかで明らかになっているところなんですけれども、こういった、やはり物資が必要な避難所までに届くのに、やっぱり10日以上かかると。それまで、そういった避難所で体育館に自身が、避難者自身が持ってきたござを敷いて寝たりとかというような状況があったということで、やっぱり、今、区は都と連携して食料だとか、防災用の物資についてはですよ、都と連携して3日分ということになっています。しかし、やはり発災してみると、実際に物流網なんか寸断されたりして、やっぱり3日分の食料、物資を避難所に届けていくということがやっぱり難しくなる場合というのも想定されるのではないかなというふうには思います。そういった点では、やはり区独自に、こういう熊本での経験なんかも踏まえて、やっぱり3日分の食料だとか物資の確保、やっぱりこういったものを進めていく必要があるんじゃないかなというふうに、私、再度、こういうのを見聞きして認識を改めてしたんですけれども、そのあたり、区としてはどのように考えているのか。

それから、現時点で、区には何日分の食料が、都と連携して3日分というふうに書いているんですけれども、区には何日分の物資が確保されているのか、これについてもちょっと改めて確認をしておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、食料の部分につきましては、こちら地域防災計画等にも記載しておりますとおり、区は都と連携して3日分を準備するというようなところで進めているところです。各避難所には、少なくとも最低1日分の食料があり、また、拠点倉庫等にも備蓄というのはしていますので、そういうところから、都と連携しながら、その辺は、食料の配備については進めていくところでございます。また、各種いろんな物資の供給に関する協定なんかも結んでいますので、そういったところも活用しながら、まず、食料の確保というところは努めていくところです。

また、段ボールベッド等の物資のところにつきましては、基本的に、まず各避難所に物というのは一定配備しております。ただ、避難者、想定避難者全員分というわけではございませんけども、その辺は使用する要配慮者であるとか、一定、優先度の高い方からお使いいただくような形で、各避難所には一定数備蓄しているところでございます。また、そのほか、拠点倉庫とかそういうのも、救援物資として、随時、運送に関してはトラック協会の御協力であるとか、区のほうでもそういう輸送部のところで運びながら、一定、届けるというような計画にはなっているところです。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 区には、食料については最低1日分、あとは都と連携して3日分ということで、じゃあ、残りの2日分については、基本的には都から送られてくるということですよ。そういうやっぱり都から送られてくるということに、部分については、やはり今回の熊本地震なんかの経験を踏まえると、やっぱりそういう必要な物資が10日以上たたないと届かないみたいな、やっぱりそういう現象が発生をし得るというようなことも、やっぱり想定をしていかなきゃいけないかなというふうに思います。

それで、やっぱり、これもちょっと改めて確認をしておきたいんですけども、そうした都との連携をして3日分というふうになっているわけなので、そういった都の拠点となっているそういう場所から、文京区内の拠点となる場所に物資を輸送をすると、こういう訓練なんかは、やはり東京都と連携して区が実踏の調査、やっぱりどういうルートを輸送してくるのかと想定もして、訓練なんかもしていく必要がやっぱりあるのではないかなというふうに思うんですけども、そういった、やっぱり実踏の訓練、都と連携してそういう訓練も、輸送のルートをしっかりと区自身も確認をしていくと、そういう訓練をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりについては認識いかがでしょ

うか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 都と連携した部分につきましては、これまでも実際、都の方が実際、物資輸送拠点であるスポーツセンターのほうに来ていただいて、現地の確認とか、そのルートの確認とかというのは実際やっただいております。そのほかにも、輸送拠点としてシビックセンターと総合体育館が現在なっておりますので、その3か所については、現地の確認を含めて、ルートの確認とかというのは、一定、これまでも実際に現地に来ていただいて、やっただいたというような実績はございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 現地については、そういう確認はしている。それは区の中のルートについてということだと思うんですけども、そうではなくて、都の拠点の倉庫から文京区内に持ってくると、そういうルートの確認、やっぱりその辺はぜひ区も関わって、連携してというふうに言っているわけですから、そこは東京都の例えば白鬚橋とかに防災倉庫あると思いますけれども、そういうところから運ぶルート、やっぱりこういうものをしっかりと区も関わって輸送ルートについてちゃんと確認をしていくと、そういうことは、やはり3日分、都と連携するというふうに各方でおっしゃっているわけですから、そこはぜひやっていただきたい。これは重ねてちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、もう一点は、21ページ目の37番の水害・土砂災害時における地下街及び要配慮者施設等への対応の部分で、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それで、先日、9月の6日に、東京地方を中心に大雨が降った際、区の公式LINEのところでも、区が公式LINEなんかでも呼びかけをして、水害への備えの確認と垂直避難をと、そういうLINE公式以外にも、ほかにもSNSを使って呼びかけをしていました。この際に、文京区内には13か所の垂直避難の場所があるかというふうに思います。ここの垂直避難の場所については、この水害への備えと、備えの確認と垂直避難をとということを呼びかけた際に、開設は行ったのかということを確認をしておきたいというふうに思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 先日の9月6日に起きた大雨に関する部分につきましては、このときは東京地方のほうに早期注意情報や時系列情報、気象庁が発表するですね、線状降水帯の半日前予測が発表されたことから、区民に対して水害への備えや危険を感じた場合の積極的な垂直避難についてSNS等によって周知を行ったところでございます。また、このときは、

レベル3の土砂災害警報とか大雨警報が発表された場合には、区として高齢者等避難の発令を検討する必要があるため、レベル2の注意報が発令、発表された段階で、水害時の指定の避難所13か所に防災職員住宅を配備して、事前に避難所の開設準備を進めていたところでございます。そのため、垂直避難場所の開設につきましては行ってなかったというような流れになっております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうなりますと、垂直避難場所、13か所ある避難、垂直避難場所については、開設を行われなかったということですよね。そうすると、そうしますと、例えば私はLINEを見ていましたけども、Xにも区のほうは情報発信されておりました。これを見ると、垂直避難を行ってくださいと。最新の気象情報に御注意いただき、危険を感じた場合は積極的に建物の上階に避難する垂直避難を行ってくださいというような、そういう呼びかけをしておりました。でも、ここには、だからその垂直避難場所の開設とか、そういう情報はここには載ってないわけなんですよ。それで、そうすると、じゃあ、一体どこに避難をしたらいいのかということが、やはり当事者の方からは、やっぱり分からないというような、そういう声なんかも私たちのもとには寄せられました。それから、やはり垂直避難場所の開設という点では、例えば13か所ありますけれども、その中には、区が、区の施設の垂直避難場所というのもあったかというふうに思います。そういったところについては開設をしていくということがやっぱり必要だったんじゃないかなというふうに私なんかはちょっと思ったんですけれども、その点についての御認識というのはいかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、こちらの垂直避難場所につきましては、今回、このときはレベル2の注意報でとまっていたというようなところで、そもそも避難所の開設を含めて、そういう判断には至らなかったというようなところになっております。

ただ、注意報の段階で、通常の水害時の避難所のほうの開設準備自体は整えておいて、レベル3の警報級以上の発表があったときには、直ちに開設できる準備というのは整えていたところでございます。今回は注意報で終わったところなので、そういった判断までには至らなかったというようなところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 Xが発信されたのは、9月6日の午後6時34分でした。その一方で、台東区は9月6日の午後6時5分に、これ自主避難場所ということでしたけれども、谷中小学校や忍丘

小学校を自主避難場所として開設しますというような、そういう御案内がありました。気象警報というのは、基本的には気象庁が発表するものにはなりますけれども、避難所の開設というのは各自治体に任されている、自治の判断でやられるものなのかなというふうにも思います。ただ、そういった観点で言いますとね、やはり他区では6時5分のときに、そういった自主避難場所というのが開設をされていると、そういう御案内も出ています。一方で、文京区では、垂直避難を行ってくださいということで、でも、どこに逃げたらいいのか分からないというような、やっぱりこういう、ある意味、差が生まれてしまっているのは、これ何でなのかなというふうに思う。もう少し垂直避難場所というのを開設して、御案内、こういうところに逃げてくださいというふうにも呼びかけてほしいというふうな声が出るのも、ある意味、自然のことなのかなというふうには思います。しかも、その日の22時36分には、区は、今後、警報が発表される可能性があるということで、区内13か所の避難所、避難所が開設する予定だというふうにも発表をされておりました。このことについても、その次の日に区民の方から、いや、あんな時間に避難所の開設というものを呼びかけられてもですよ、なかなか避難はできないよねというような、やっぱりそういう声が私たちのもとには寄せられておりました。

ですから、やはりそういった気象というのは確かに刻々と変わるわけではありますけれども、やっぱり自治の判断で、そういった垂直避難場所の開設ですとか、避難所の開設ですとか、そういったことは、やはり暗くなる前に、あらかじめやっぱり前もって開設をしていくような、それは体制の面も含めていろんな課題あるとは思いますが、やっぱりそういった対応というのは、区民の皆さんからしたら、やっぱり求められる課題なのではないかなというふうに思いますけれども、その点についての御認識というのはいかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 ほかの区でやっている自主避難所的な部分についてなんですけれども、こちらにつきましては、文京区は現状、そういった施設はございませんけれども、基本的には、先ほどから申し上げているとおり、注意報の段階で避難所の開設準備に取りかかり、警報級のレベル3以上のものが出たタイミングで避難所を開設するというような運営で、今、職員体制含めて努めているところでございます。

また、この自主避難所を、何ていうんですかね、区としても定めるには、事前に開設手順とか、職員配置とか、受入れ可能人数とか、あと、避難情報との連動を整理するなど、区民を確実に受け入れる体制を整備する必要がありますので、また、その辺は事前の区民周知

も必要であることから、設置の有無を含め、他自治体の事例も参考に、その辺は研究してまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 石沢委員、そろそろ。

○石沢委員 ぜひ研究をしていただいて、やはりそういった事前の対応というのをより強めていただきたいなというふうに思います。やはり暗くなってからの避難というのはなかなか厳しいものがありますので。

それから、ごめんなさい、もう一点なんですけども、この前の9月21日の台風被害のときに、あ、台風があったときに、区内13か所の避難所が開設をされました。そのときに、私たちの同僚議員が六中の避難所に行ったんですね。そうしましたら、避難所へ行ったんですけど、夜7時ぐらいだったと思うんですけども、六中の前に行ったんだけど、避難所という案内がどこにもないと。入り口の前にポールが立っているんですけども、そのポールに鎖があって、一体これはどこから入ったらいいのかが、やっぱりちょっと分かりにくかった、やっぱそういう声が、そういう感想があります。それで、やはり避難所というふうに開設されているのであれば、やはりそういう分かりやすい避難所開設中みたいな、そういう案内とか、あと、どこから入ればいいのかというそういう入り口を示すような、そういう表示だとか、そういうのが必要なのではないかというふうに思いますので、そこは、ぜひ今後の避難所運営の改善という点で求めたいなというふうに思うんですけども。

あと、もう一点は、この六中というのは、地下に当日は避難者がいるスペースというのが開いていたんですけども、この地下に行く、避難スペースに行くその廊下が水浸しになっていたと。そういうような状況があったそうであります。それで、現地で開設に当たった職員の方に話を聞いたら、床を、床がちょっと水でぬれていて、拭いているんですけども、また水が出てくると、そういう状況になっているそうであります。天井はぬれてないので、どうも下から何かこう水が、何というんでしょう、しみ出てくるようだというような、そういうことも言っていたそうなんですけども、この辺の原因とかについてはどういうふうに認識しているのか。その原因と、対策をどのように打つのかについて伺っておきたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 すいません、まず初めに、最初に御質問いただきました避難所の入り口の見やすさとか、そういう部分につきましては、実際、現場で従事していた職員のアンケートなんかも今とっているところですので、そういった現地で実際に対応していただく職員の声なんかも聞きながら、その辺は工夫というのは努めてまいりたいと考えております。

○宮本委員長 足立学校施設課長、すいません。

○足立学校施設課長 六中の、当日、地下1階について水が出ていたというところについての御質問でございますけれども、私どものほうも連絡を受けて状況については把握しているところでございますが、昨日、職員のほうを派遣して、今、現状を確認中でございまして、その原因の特定、また、その対策については、今後、詳細等判明しましたらば、御報告させていただければと思います。

○宮本委員長 石沢委員、ありがとうございました。

ほかに質問。

海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まずは先ほどの垂直避難についてですけども、やはり研究の段階ではないと思いますので、他自治体を聞いて、もう検討に入っていただくことが必要かと思っています。

それと、あと、やはり例えばうちの近所ですと共同印刷とかが垂直避難場所になっていまして、垂直避難場所が、あそこまで行くのであれば、それこそ一番新しくした柳町小学校に行きたいという声も聞こえていますし、やはりそこに職員が行くよりは、様々な物資なども文京区の職員のほうは公共施設、小学校等のところに垂直避難ができるということは、一つ、大事な視点だと思いますので、そこは速やかに検討を進めていっていただきたいと要望しておきます。

実際の質問に入らせていただきたいと思います。地域防災計画、読ませていただきました。何を、令和7年度に何を実施したかは数多く書かれているんですけど、しかし、防災施策で重要なのは、事業を何回実施したとか、何人が参加したとかではなくて、その結果、区民や地域が災害時に命を守れる状態にどこまで近づいたかということではないんじゃないかなと思うんです。なので、地域防災計画の進捗によって、実施件数だけではなくて、地域の防災がどこまで向上したのかという成果を測定していただいたものがないんじゃないかなと思うので、その視点から御質問させていただきたいと思います。

まず、在宅避難についてです。資料の2ページ目で、課題として、区民一人一人が日常備蓄等を含めた災害の備えを意識し主体的に取り組んでいくことが重要としているんですよね。様々なVRコンテンツや防災フェスタ、防災アドバイザーの訓練、そこで、要は、今後も様々な周知啓発を行っていくと。とにかく周知、周知、周知なんですよ、在宅避難に関して。でもね、周知を重ねるだけで本当に在宅避難が進むのかということだと思うんですね。物価

の生活費も上がっているわけです。災害の備えが大切だと理解しても、まずは今日の暮らしがあるわけです。限られた家計の中で、いつ起きるか分からない災害に備えて防災用品や家具転倒防止器具などにお金を回すことをためらう方もいるかと思います。実際、家具転倒防止の設置助成は、令和6年度から令和7年度で減少していると。これは十分にね、もうつけられた方がいたから、それだけ減っているというふうな分析もできるかと思うので、一律にそれがとは言えません。でも、周知が足りないから、例えばそういうふうなものが進んでいないのか、費用負担など、区民が備えたくても備えられない要因を把握し、支援につなげる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりどういうふうに分析されているか教えてください。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、在宅避難の推進についてという部分につきましては、やはり訓練とか、防災講話とか、様々な機会を通じて、まずは、そういう在宅避難というものを知っていただくということが、まず第一かというふうに考えております。その上で、委員から御指摘あったとおり、家具の転倒防止とかそういうところに、一定、お金を回せない方も一定いるんじゃないかというようなこともございましたけれども、こちら、基本的に助成自体は10分の10補助、上限はございますけれども、10分の10補助というようになっていますので、その辺は、こういう事業をまだまだしっかり周知できてない部分もあるかもしれませんので、その辺は様々な機会を通じて周知徹底というのは改めて図ってまいりたいというふうに考えております。そういった中で、そういうような防災対策というのが進むように、我々としても努力はしていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 家具転倒に関することはそういうことだとは思いますが。在宅避難がどういうことかというのを皆さんに知っていただくことは重要だと思います。でも、そもそも在宅、災害後も自宅にとどまれるということは、その大前提となるのは住宅の安全性を高めなければならないわけですね。耐震化の必要性を知らないから進まないのか、それとも、必要だと分かっているけど費用の問題でできないのか。建築費も上昇しているわけですね。現在の工事費と自己負担額を踏まえて、今の制度が、助成制度が実際に耐震化を後押しできる水準なのか検証はしているのかということを、ちょっとまず伺いたい。

○宮本委員長 耐震化についてです。

大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 耐震化につきましては、既に耐震がすぐできる方は取り組んでいただいている中で、なかなか難しいものが残ってきているのではないかという分析をしているところです。そういった中で、戸建て住宅に関しては、大分その旧耐震の建物は、築年数が大分たっているということから、建て替えをするかどうかですとか、あと年齢的に御高齢というところも含めて、すぐに進まない状況もあるのかなというところもございます。また、マンション等については、合意形成等の課題もございますので、そういったところを耐震アドバイザー派遣ですとか、いろいろな相談会を通じて啓発をして、少しずつでも着実に進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 しっかりと分析していただいてよかったと思います。区自身が、あれですね、区内には4メートル未満の道路が多くて、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれがある場所が数多くあるって言っていらっしゃるわけですね。そうした道路に面した住宅やマンションが地震で倒壊すれば、そこに住む方の命の問題だけではなくなっちゃうわけですね。道路が塞がれば消防車や救急車が入れない、救助や消火、物資の輸送、要配慮者の支援など、届かなくなっちゃう可能性がある。そうした中で、今、区としても分析をして進めていただいているというのは非常に安心をいたしました。

ただ、本当にそこをどういうふうにしていくかっていったときに、アドバイザーが来ても、結局、今の、要は建て替え、耐震補強だけでもやっぱりなかなか進まないというところが、建て替えだけでなく耐震補強にまずは一步進めてもらうということの助成制度の在り方というのは、検討していただくということは必要じゃないかなと思うんですよね。耐震補強したところで倒壊しないという、そこに住み続けられるかどうかというのはまた別の問題だということは聞いているところですけども、まず、そうしたことにももう少し進めていただくと。あと、建て替えに関すれば、建て替えがどういうふうなことまでできるのかという絵図をちゃんと描いていただく。例えば、このマンションを建て替えるとしたら、この今の条件の中だったら、こういうふうな建て替えまでは進められますよという、今の住戸数に関してこれだけ増やすことができるとか、今のままでしかできません、そういうふうなことがちゃんとみんなと一緒に同じ絵図を見ながら分かるような状況にしないと、単純なアドバイザーだけではなかなか進まないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはどう考えられますか。

○宮本委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 委員おっしゃったように、いろいろと耐震改修を進めるに当たっての、なかなかどういう補強方法がいいのかですとか、費用がどのぐらいかかるのか、それから建て替えはどうやってやるのかといったいろいろな疑問等があるということは把握をしているところです。そういった中で、アドバイザー派遣という中で、建築課だけではなくって、弁護士ですとか、幾つか派遣のメニューがございますので、そういった中で複数回派遣を行うことにより、ある程度、そういったことが解消できるのかなといった部分と、あとは、まずその耐震診断をやってみるということが一番まず最初の一步として重要だと考えております。耐震診断をすることによって、どの程度の補強が必要かといったことも見えてきますので、まずは助成制度がある中で耐震診断をしっかり受けていただくということで、御相談があった際には、そういった方向で進めていっているところでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、在宅避難ができる住宅を何%まで増やすかということがまず大事だと思いますので、そこはしっかりと持った上で、まず目標を立てて行っていっていただきたいと思います。

ちなみに、在宅避難は、周知すれば、家庭で備えてくださいだけで完結するものではないと思うんですよね。例えば住宅、水一つとっても何日分保管するっていったって、1人当たり何リットルっていったってすごいスペースとるんですよね。ひとり暮らしだったらともかく。食料にも賞味期限があるわけで、全ての物資を各家庭だけ長期間保存し続けるということには限界があると私は思っているんです。なので、そうしたことを考えていくと、やはり先ほど石沢議員のほうからも出ていましたけど、どの程度、在宅避難がどのくらいの人たちが在宅避難になるのかということを想定しながら、そこに対してどのような支援をしていくのか。例えば避難所だけに皆さんが、そこが在宅避難のする拠点の一つにはもちろんなりますが、それだけだとそこにいっぱい来て、いっぱいというか、来るだけで避難所運営が支障を来してしまうかもしれないしとなったときに、ほかにも拠点を何点かつくっていかなければならないかもしれない。だから、そうした計画というのは必要になってくると思うんですが、今後、検討は進めていかれるのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、食料の備蓄については、基本的に3日分、推奨としては1週間分というところを区としては周知させていただいているところでございます。こちらにつきましては、まず基本自助というような部分で、区としても、一定、そういう区民の皆様

食料の備蓄とかというのをお願いしているところです。また、そういった期限とかというものについても、あえて防災用品を備蓄するのではなくて、日常の中でよく言うローリングストックですね、そういった方法で、ちょっと多めに蓄えておいていただいて、使った分を買い足すというようなローリングストック法などを御案内としてはさせていただいているところで、無駄なく備蓄に努めていただくというような御案内をさせていただいているところです。

また、避難所以外の在宅避難者に対する支援とかという部分につきましては、現在、この後、2号のところで避難所運営ガイドラインの御報告はさせていただいているところですが、それとはまた別に、この避難所は、一定、在宅避難者の支援拠点とかという位置づけにもなっておりますので、その辺というのは、この避難所運営ガイドラインとは別に、改めてその辺は課題を整理した上で、今後、検討していく考えでございます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ速やかに進めていっていただきたいと思います。

次に、シャワーとかを避難所とかにも整備していただくと書いてあるんですけど、これの中で、シャワーなどが例えば水を循環させていく利用する仕組みのものであるわけですね、災害時の例えば熊本なんかでも使われていた……。

○宮本委員長 何番かね、海津委員。何番、すいません。

○海津委員 ああ、ごめんなさい。シャワーを避難所に……。

（「20番」と言う人あり）

○宮本委員長 あ、20番、はい。

○海津委員 はい、20番。ごめんなさい、そのぐらいだと思います。だったと思うんです。ああ、書いてあったんですけど。

○宮本委員長 ああ、20番ですね。

○海津委員 あるんですが、その中でそういうふうな、そういうふうな水を循環させて利用する仕組みの災害時の断水下においても使える、そうしたものをやはり整備していくというのはお考えはどうかかなって。水道がない場所でも設置可能だし、それから、感染症やメンタルケアの両立にもすごくいいって言われているわけですね。そうした、水が循環型、下水も要らなくなるし、下水道も要らないしというところ、それから、それが日常で例えば熊本とか能登のほうに行かれた方のお話聞くと、トイレとか行った後に手が洗えないのが一番しんどかったと。それこそ拭くのはありますよ、除菌とかあるけど、除菌ではなくて、やっ

ぱり手が洗いたいというそのメンタル上のものとか、それから、やはりシャワー。例えば、自衛隊とか来てシャワーを設置してくれた、シャワーというかお風呂を設置してくれたとしても、個人的にやはりもう少し小さなもの、個室のシャワーでなければ使用が困難だという方がいらっしゃったりするときに、そうした設備というのは熊本なんかでもすごくよかったみたいなんですよ。

また、私はすごく心配しているのが、例えば職員の方たちは被災されているじゃないですか、被災者でもあるわけですよ。その方たちが、文京区民のために支援者に回っていただく、そうしたときに、自宅に帰れない、なかなか帰る時間もないという方たちが、例えばこのシビックセンターの中で寝泊まりをしていただくことになったときに、例えばそういうふうな、何というんですか、シャワーですね、シャワー室ですね、そういうふうな水の施設がなくても使えるような置き型のシャワーがあって、まず一日帰ってきたら、まず、そういうシャワーを浴びて、明日に備えてまずは寝てもらおうとか、そうした、何というんですかね、職員の方たちも支えるような整備をしてこそ、私たち区民の支援にもつながると思うんですけど、そうしたことでこの中には書いてないんですけど、どうなのかなというのが素朴な疑問で。

○宮本委員長 避難所での生活用水、シャワーの確保ということですかね。

○海津委員 そうです、確保です。避難所としてのWOTAという、例えばWOTAというのが熊本にものっていたんですけど、そうしたものを……。

○宮本委員長 濾過装置とか、そういったね。

○海津委員 そうです。地域防災の中でも、ちゃんとそうしたことも視野に入れながらやっていくというのは大事なのかなと思うわけですよ。

あと、もう一つ、ついでに……。

○宮本委員長 ちょっと一回ここで質問。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今回のシャワーとか手洗いの部分で、循環型というようなお話いただきました。こちらにつきましても、現状、区として備蓄しているシャワーについては循環型のものではないんですけども、そういったほかの様々な製品とかというのものもあるのは承知しているところです。あとは、費用面であるとか、ランニングコスト、維持コストとかという様々な部分とかも勘案しながら、その辺というのは、あらゆる可能性を考えた上で、今後、備蓄の計画とかというのは、そういう製品も参考にしていきたいというふうには考えて

いるところです。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 手洗いなんかは日常で学校なんかにも設置していけば、子どもたちが日常で使っていけばいいことだと思いますので、そうしたことも考えながらぜひ整備をしていって、役所の中にもぜひ整備していただき、あと職員の方、ちょっとお答えがなかったんですが、職員の方々のメンタルのための、そうした感染症対策も含めて、そうした整備、シャワー等の整備もちゃんと進めていっていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○宮本委員長 職員の方の衛生。

（「関連」と言う人あり）

○宮本委員長 ちょっと待ってください。

矢部防災危機管理課長、お願いします。

○矢部防災危機管理課長 備蓄として、職員用というわけではないんですけれども、現状ですとシャワーとかが使えないことを想定した上で、水の要らないシャンプーとか、汗ふきシートとか、そういった部分で、一定、初期の段階は対応していこうというようなところで考えているところでございます。

また、例えば浴場組合との協定なども締結しておりますので、一定、そういった施設が使えるようになれば、そういったところに協力要請して、そういったシャワーというか、そういう部分につきましても、一定、対応というのを考えていきたいと思っております。

○宮本委員長 海津委員、もう終わります。あと何個ぐらいですか。

○海津委員 3個。

○宮本委員長 三つ。じゃあ、豪一委員、関連でお願いします。

○豪一委員 ちょっと今、海津議員のお話の関連で、海津委員の話も大事なことなんだけど、これ今やっているのは、報告1のね、防災計画の施策を推進するための重要事項のどういうことをやったという確認であってね、いろんなフェーズがあると思うんですよ、災害時は。というのはね、やっぱりフェーズワンの発災時に何をするか、自助とか共助の部分だとかね、後で公助も含めた、海津さんが言ったようなフェーズツー、フェーズスリーの部分はあるかもしれないけど、それを委員長、ちょっと整理しながらやっていかないと、フェーズワンからフェーズスリーのことまで、これ今回、この報告1の内容の大事なところなのかというのを、そのフェーズのどの部分で話をしているのかというのをちょっとまとめていただかないと、ちょっと整理がなかなかしにくんじゃないか思うんですよ。あくまでも、昨年

の報告のこの地域防災計画のやってきたことの内容の確認だとかね、新しい政策されていることなんかを見ていると、その順番というか、そのどこの部分に当たるかというのをしっかりと示していただかないと、結構、幅が広いですからね、まとまりにくくなると思うんで、その辺、整理整頓しながら進行していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○宮本委員長 豪一委員、ありがとうございます。

委員の皆様も、今の件、よく御理解いただけていると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、海津委員、お願いします。

○海津委員 今のお話からすると、私にすると、これはフェーズはもうフェーズワン、もう本当に72時間過ぎたあたりから、もう当然やっていか、用意していくべきことだと思っていますので、意味は分かりますが、これは入っていると思っています。

ちなみに、熊本の例を聞くと、浴場とか区民の、市民のために用意されたときに、役所の方も行くというのはなかなか気が引けるそうなんです。ということは、まず一つお伝えをしておきたいと思います。

次に、あとラップ式トイレというのがあるんですけど、トイレが自動でラップされるんですね。個別に、個別に密封・包装してくれる自動ラップ式のポータブルトイレがある。例えばそういうものが、やっぱり避難所において、やっぱり臭いとかいろいろあるんですけど、高齢者や障害のある人たちがそれをうまくやれないということ、じゃあ、それが支援者だったりとかいろんな人たちがやっていく、高齢者施設や障害者施設もそうだと思うんですけど、それだけで支援者がもう疲弊してっちゃうわけですね。だとすれば、そうしたラップ式のトイレなどを常備しながら、それが避難時にも使えるというふうにしていくことによって、支援者がバーンアウトしないように考えながら備蓄をしていく、備蓄というか使用ができるようにしていくということも大事だと思っています。だから、そのあたりはどうなのかということもお聞きしたい。

それから、まとめてお聞きすると、もう一つは、帰宅困難者はページ20ページに出ていますが、帰宅困難者に関して、きちっと周知していくということですが、併せて、帰宅困難者が保護者だったりとかする場合は、やはり学校側でとか保育園側があるわけですね。そこで学校や保育園側がどういうふうな体制でやっていってくれるのか。もちろん、きちっと迎えに来るまではやりますよということは知っている人は知っている。でも、知らない人は知らないんですよね。もう少し帰宅困難になったときに、安心してまずは自分の命を最優

先していただきますということが分かるようなシステムというか広報の使い方というのは大事なんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりも……。

○宮本委員長 海津委員、今の御質問は。

○海津委員 あ、20ページ。

○宮本委員長 20ページのどこですかね。

○海津委員 なんで、教えていただければと思います。

それから、帰宅困難者の問題のところ、東京ドームが例えばコンサートとか大イベントをしていたときには、帰宅困難者はすごい数になると思うんですよね。野球だったらまだ、スポーツだったら、以上にコンサートをやったときに相当な数になると思うんですけど、そのあたりは東京ドームだけでケアするのか、それとも、そのときに区としても何かしていくのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 あ、20ページじゃないですね。16ページの24番ですね。ちょっと、ちょっとしっかりやってくださいね、間違いなく。まずは、ポータブルトイレ、ラップ式のトイレを。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 委員から御案内ありましたラップ式のトイレとかという、そういう製品があること自体は存じ上げているところでございます。今、現状、区としては、その製品自体は備蓄はしてございませんけれども、通常の簡易トイレであるとか携帯トイレ、そういったもので対応していただくというようなところでございます。その辺の様々な製品につきましては、備蓄のスペースであるとか、もろもろいろんな事情を考えた上で、そういった製品を導入するかどうかについても、一定、様々な物資の更新とかそういったタイミングでは、検討の材料とさせていただければというふうに考えているところです。

また、帰宅困難者のほうの、例えば、まずドームとかそういったところで、例えばコンサートとかあった場合、原則で言えば、まずは事業者で対応していただくというのが、まず大原則にはなっているところです。

○宮本委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 委員御案内のとおり、区立幼稚園、小学校、中学校全てにおきまして、保護者、震度5弱以上の地震が発生した場合ということで、保護者が迎えに来るまで幼児、児童・生徒は学校でお預かりするというルールについては統一化されているところでございます。こうした考え方につきましては、現在は引渡し訓練実施時の際の保護者通知のほうに記載をさせていただいております、その際に全ての保護者様に周知が行き渡るようにとい

うことで対応しているところでございます。

また、学校・保護者間の双方向のやり取りが可能なツールとしてC4thがございますけれども、こちらのほうのツールも困ったときに使えないということのないように、その引渡し訓練の際にも、これらのツールを活用した連絡手段の操作確認等も含めて実施することで、仮に臨機応変な対応が必要になり、何か取扱いに変更があるような場合につきましても、保護者様に御案内が行き渡るような形で対応しているというところでございます。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 帰宅困難者の東京ドームについての御質問でございますが、こちら東京ドームについては、帰宅困難者一時滞在施設との協定で、平成30年に締結しております。基本的には、先ほど矢部から申し上げたとおり、事業者のほうで対応していただくというところでございますが、こちらと毎年、協定者、東京ドーム様も含めて、やり取りをしている中で、どういったところの対応をしていくかというところ、各事業者様との間でマニュアル等の整備等についても確認をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○宮本委員長 海津委員、そろそろお願いします。

○海津委員 ぜひ東京ドームさんとはしっかりとアップデートしていただけるようお願いをしたいと思います。

それから、先ほど申し上げたラップトイレみたいなことなんですけど、それはもう本当に先ほど課長のほうからもローリングストックという考え方があると同じように、福祉施設のところがそうしたものを例えば新しく替えたりとか整備したりとかするときであれば、そうしたものを採用していってもらうように、そこに備蓄として助成していくとか、そうしたことというのは一つ大事な考え方だと思います。日頃から使い慣れてもらう。そして、それを避難所のほうにも採用ができるようになっていくというのは一つのストーリーとして大事なかなと思います。まず大事なのは、やっぱり支援者がバーンアウトしないことですよね。やっぱりそこから疲労感がいっぱいになってしまって、誰ができるかって。やっぱりそうしたことというのは、トイレの現実も含めて、現実的にさらに進めていただけるようお願いをしたいと思います。

それから、帰宅困難者については分かりました。そこは、保護者の方は知る人ぞ知るになってしまっているんで、やはりもう一度、家族の中でも全員が知っているかどうか分からないので、きっちとホームページ等に文京区の姿勢としてやっていただけることをお願い

したいと思います。

それと、帰宅困難者に関して、帰宅困難者が出たときに、学校側がまず子どもをそこにとどめるということは、使える教室がなくなってしまうわけですね。今の体育館だけではとても間に合わず、教室を、各教室をつなげての避難者数になっているところですので、そこはしっかりとどういうふうにしていくのかという具体的なものを想定したものを立てていただくことを重ねてお願いして、これで終わりにします。

○宮本委員長 お待たせしましてすいません、浅川委員。すいません、お待たせしました。

○浅川委員 私からは4点伺いたいんですけども、取組状況のところを中心に御質問したいと思います。

今、お話しするところが、5ページの6番のマンション防災の啓発ということで、先ほど宮崎委員からも質問ありましたセミナーのことについて、もう少し掘り下げて伺いたいなと思っております。連絡をマンションの管理組合のほうにされて、それで募集を募ってセミナーが開かれたんだと思いますけれども、この中で参加者82名で69団体という、このバランス的なものが、1団体から1.5人ぐらいなのかなと見るんですけど、この中の例えば団体というのはどのような団体、本当にマンションの管理組合だけなのか、ほかにもあったのかということ。それから、防災士の参加された人数と、それから、防災士等って書いてある等って、どのようなほかに方をお呼びしたのかというのを伺いたいのと、それから、内容がすごいよかったということで、私、ちょっとこれ出られなかったので、かいつまんで内容を教えていただいて、それと、最後にちょっと気になったところが、発災後のトイレの自己点検等についての啓発というのは何かという、このあたりちょっと教えていただけると。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらは、まず、マンションの、すいません、失礼しました。マンションの管理組合等につきましては、一定、この中のうちの大体50数団体が管理組合としては御参加いただいています。また、防災士の参加人数自体は、このときは5名でした。また、あと、そのほかの等という部分ですかね、に当たる方につきましては、例えばマンションを管理する会社であるとか、マンションを実際管理する個人の方、あと、純粋な個人の方などが等というところに含まれているような状態になっています。

また、あと、このトイレの自己点検等についての啓発の部分についてなんですけども、こちらはセミナーの講師によるフローに沿った発災後からのトイレや配管とかの点検方法とかを講義形式で御説明いただいたところになっております。

○宮本委員長 内容ですね。

○矢部防災危機管理課長 そうですね。こちら、通常の文京区内、マンションが非常に多いという特性がありますので、マンションの場合、要するに例えばトイレをすぐ流すと下の階に迷惑がかかってしまうとか、そういった自分のところは使える状態にあったとしても、点検とかが終わるまではすぐにそういったことはしないでくださいねとかというようなマンション特有の防災対策について、一定、講義形式で御案内、セミナー形式で実施したところでございます。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 御説明ありがとうございます。ちょっと気になったのは、町会、我々の町会の町会会館がマンションの中にあるんですね。この情報がちょっと入ってこなかったのは、何かのずれがあったのかなというのもあったんですけども、その中でどんなことをやったのになって非常に興味のあるところでもありましたし、例えば町会が町会会館に、一部、何か避難してしまったりしたときのこととか、いろいろ頭をよぎったものですから、伺いました。それを参考にさせていただいて、また、町会のほうにも話をしていきたいなというふうに思っております。

次は、同じ5ページの7番、マンションにおける防災活動等の支援ということで、この内容的なものはちょっと興味深かったんですけども、備蓄品、じゃなくて区民防災組織と合同で防災訓練を行う場合は、備蓄品購入費用の助成限度額を増額するという、何かいい感じのことが書いてあったんですけども、この備蓄品購入費用の限度額というのは、何かに当たってどのぐらいというのはあるんでしょうけども、これを教えていただきたいのと、それから、合同で訓練した場合に、増額の目安というのはどういうふうに考えておけばいいのかというのを教えてください。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、こちらの備蓄の購入品等の助成限度額の部分になりますけれども、こちら、通常、マンション単独でやる場合は、上限が4万円で10分の10補助というような形になっています。また、これが区民防災組織ですね、地域の町会とかと合同で訓練等を実施した場合は7万円まで、3万円増額というような形になっております。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 これは、全体の費用の中の何%とか、そういう決まりがあるんでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらにつきましても、基本的に上限が合同でやった場合は7万円というところで、10分の10補助になります。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 どうもありがとうございます。あと、次が11ページの14番と15番について、避難行動要支援者の支援、これは、昔からちょっといろいろと伺っているんですけども、かれこれ十四、五年聞いていますけれども、なかなか町会のほうにまで回ってこなくて、民生委員・児童委員の方々にかなり御負担がかかるのと、それから、避難所運営協議会の面々の方にも大分手伝っていただかないとできない内容なんだけれども、なかなかガイドラインもまだ決定してない中で、いろいろと問題もあるのかなと思うんですけども、この中でいつも問題になる個別避難計画を作成するということで、意外と作成されてない方がいたりして、町会のほうに回ってくる資料でも白紙の方がいたりとか、あるいは、内容を見ててもよく分かりにくいなというのものもあるんですけども、このあたりの作成済みの方の割合ですね、登録されている方の中でどのくらいに増えていっているのかな。大分、最近増えてきているなどとは思ってはいるんですけども、それが一つと、それから、民生委員・児童委員の方がかなり減っているというお話は伺っているんですけども、町会に民生委員・児童委員が不在になると、非常に助け船が出せないぐらい大変だろうなというのも踏まえてちょっとお聞きしたいんですけども、その町会の数が分からなければ、百五十何か所がある中の何人いらっしゃるのかでも構わないんですが。

それと、これについては、ガイドラインをまだ踏まえることができない状態だと思うんですけども、今後の全体計画の見直しと対策について、ある程度、方向性があれば教えていただければと思いますので、お願いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況についてなんですけれども、こちら割合を示す場合、ちょっと2パターンございまして、一つが避難行動要支援者全体の数に対する個別避難計画作成者の割合というのは4割強、41%ぐらいになっています。また、こちらの中で、同意していただいて、手挙げ方式で同意していただいた方の中の作成割合につきましては約87%ぐらいというような形になっているところです。

また、次に、民生委員・児童委員の人数、欠員とかという表現になるんですかね。こちらにつきましては、現在、欠員が24名ほどいるような状態になっております。

すいません、あと、全体計画の部分につきましては、こちらこの後の2号のところの避難

所運営ガイドラインの改訂にもよりますけども、そういったものによって、在宅避難者の避難所避難のみでない避難者全体の生活支援の考え方が、一定、示されたことを踏まえて、避難行動要支援者に対する支援体制の構築についても、これから改めて関係機関等とも連携強化しながら、全体の全体計画の見直しというのを図ってまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 ありがとうございます。この全体計画のほうは2番で伺ったほうがよろしいんですね。また伺おうと思いますので。

この欠員が24で、すごく増えているなと思うんですけど、これ誰の責任でもなくね、やはり難しいところだと思うし、お金をもらったからやるというよりも、意気込みでやっている方が多いのでね、このあたりのやる気をそがないように頑張っていただければなというふうに思っております。

また、同意の方の87%、すごい頑張ったなということで、本当に評価をさせていただきます。すごいですよね。前、本当に15%とかそんな時代もあったと思うと、やはりこの避難した方のどこにつなげたらいいかとか、そういうことが書き記されているものがあるということは、非常にこの先の行動にプラスになると思うので、ぜひしっかりと、100まではいければ本当にいいんですけども、また、いろいろありましようけれども、頑張っていただければなと思います。

最後に、15番のほう、福祉避難所の整備と拡充ということで、新たに2施設と福祉避難所の運営に係る協定を締結ということですけど、この2施設の詳細と、それから、現在、協定を締結している施設が何か所あるのか、これ最後にお聞きして終わりたいと思います。

○宮本委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 7年度につきましては、新たに2施設、有料老人ホームで、ともに有料老人ホームですけども、アリア護国寺とグランダ小石川というところと協定を結んでおります。

また、現在、福祉避難所のトータルの数としましては26施設、一応、参考までに収容人数としては506組ですので、トータルでの人数でいくと1,012人の収容が可能となっております。

○宮本委員長 ありがとうございます。

じゃあ、質疑。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私からも4点簡単に質問させていただきたいと思ってお

ります。

まず、私からは22番の二次的な避難所に関する協定締結の推進についての部分で1点質問させていただきます。取組状況として、東京大学と二次的な避難所の利用に関する協定を締結し、避難スペース確保に取り組んだとありますけれども、文京区には、皆様御存じのように19の大学がありますので、区内大学との二次的避難所に関する協定締結は重要な取組であると考えております。現時点において、どのぐらいの大学との間で協定を締結しているのか、また、マニュアルの策定とか、現状及び今後の展望について、まずお聞かせください。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 区内の大学との協定状況、二次的避難所の協定状況でございますが、大学について申し上げますと、お茶の水大学、そして東京大、東大ですね、そういったところと締結をしております。大学については、まだまだこれから打診をしてまいりたいと考えておりますが、ちょっとなかなか体育館がなかったり、受入れが困難というところも話としてはいただいておりますので、引き続き、一度声をかけたところにも、例えば二次的な避難所として開設できるところはないかと、そういったところで踏まえて、引き続きお声がけをしていきたいと思っております。

マニュアルの整備等につきましては、この帰宅困難者、二次的な避難所と協定をいただいている大学、そして事業者等、マニュアルの支援、整備の支援等も行っておりまして、私立高校については、つくっていただいて、実際に避難訓練も、例えば帰宅困難者避難訓練等も実施していただいているということです。

以上でございます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。大学は、今、おっしゃっていたお茶の水大学と東京大学さんが締結されているということで、それ以外にも中央大学とかいろんな大学もございますので、そうですね、体育館が例えば、そのお話のときに当時なかったこともあったかもしれないですし、体育館がなかったり、受入れが困難だというような大学さんもあるとは思いますが、一度声かけたところでも、運営体制というか、理事者とか、いろんな方が定期的に交代をしておりますので、また人が替わったら話も変わるということもあるかもしれないので、ぜひ、一度声かけたから、何年前かけたからとかではなくて、またお声がけいただければと思いますし、あと、私も大学の教員の方からの声とかで、マニュアルとかがあるとちょっといいんですけど、ないので、そういうのを受け入れてしまうと不安があるの

で、マニュアルとかを最初に示してもらえたりすると話をしやすいんですけどねみたいな、雑談でお話を聞いたこととかもあります。なので、今、先ほどマニュアルの整備の支援については、私立高校は帰宅困難者とかにも含めてマニュアルで、しかも避難訓練も実施されたということで、非常にそこは評価できるんですけども、大学さんもやっぱりその避難所を二次的に開設するということは、責任も伴ってくるというところもございますし、そして自分たちの学生さんのケアというか、そういったことが第一なのに、プラスアルファで発生して、マニュアルもなく、もう何をすればいいか分からない混乱状況に陥るのが目に見えているとかですと、なかなか手を挙げづらいというところがあるのかなと思います。本当に大学、私たちの文京区ですとどこのエリアにも身近にありますので、そういったところも受入れ可能になりますと、選択肢が広がるというところもございますので、ぜひ、今後、積極的に進めていただければと思います。

続きまして、29番に行きたいんですけども、災害対策に有効なICT活用についてなんですけれども、先ほど課長の答弁といたしましても、今後の方針の部分の地域活動センターに衛星通信機器、スターリンクというんですかね、を整備して、地上通信が途絶えた際の災害対策本部との地域拠点の通信体制を確保するようなこと、そういったお話ちょっとふわっとお話しされていたと思うんですけども、別の方の答弁で。私、そこについてちょっとお聞きしたいんですけども、実際に機器が導入されたのみでは、災害時にいきなり機能するかというと、機能しないのかなという部分もございますので、実際には災害時を想定した訓練を重ねて、地域活動センターと災害対策本部とが連携して、災害時の拠点として機能をしていくことが重要であると思っております。災害時を想定した訓練の実施ですとか、そしてマニュアルの策定及び共有状況などについてお聞かせいただきたいんですけども、それと関連しまして、34番の災害対策本部の初動対応体制の整備についての部分もですけども、こちらの初動対応というのが非常に重要であると私も思っております、こちらら今後の方針として、訓練内容や参加者の拡充を図りを書いてあるんですけども、具体的にはどのような拡充を図っていくおつもりなのかというところ、まず、この2点お聞きしたいと思います。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 先ほど答弁いたしました大学、2大学と締結をしたというところでございますが、申し訳ございません、訂正して、3大学と締結しております、東洋学園大学とも締結しております。なので、先ほど申し上げた2大学ではなくて3大学となりま

す。

○宮本委員長 よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 すいません。今の協定のところなんですけども、ほかにも様々な大学とは協定は締結しているところがございますので、そちらにつきましては、引き続き、拡充というのは努めてまいりたいというふうに考えております。

まず、地域活動センターに衛星通信機器の配備につきましては、先ほど御報告の中で申し上げたとおり、各地域活動センターに配備は終わっているところです。また、配備するだけではなく、各地活ごとにそれぞれ接続テストを行いまして、Wi-Fiが使用できるというところは確認しております。また、こちらのスターリンクにつきましては、アンテナの設置条件、例えば屋内では駄目で、屋外でもかなり開けたスペースの場所じゃないとちょっと通信が思わしくないというような一定の制約がございますので、なかなか常設による活用というのはちょっと厳しいところはございますけれども、逆に可搬可能な機器であるという利点を生かして、これから、今後、各種訓練での活用ですとか定期的な接続確認など、有事に備えた利用ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、職員のあれですね、拡充とかという部分につきましては、こちらも例年、危機管理対応訓練というようなところで、職員の例えば参集訓練などをやっているんですけども、こういうところも、これまでは通常の災害対策本部の対象の職員と臨時の、臨時の5キロ圏内に住んでいる職員等とかというのを、おおむね隔年で実施してきたところなんですけども、例えばこういう部分を、もうそういうのを制約を取っ払って、もう全職員を対象にちょっと訓練とかというのも考えているところがございます。そのほか、通常の本部運用訓練の中でも、例年参加している職員ではなく、これまで参加したことのない職員などを参加するように各部に対して依頼などをかけて、そういう災害時の初動対応の職員の増加であるとか、そのほか、これまで参加したことのない職員に対しても、そういった部分を知ってもらう機会というふうな拡充に努めているところがございます。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、大学との協定については、3大学とおっしゃった後に、まだあるということで、この3大学とほかの協定の締結している大学との何かレベルが違うのか、ちょっと認識のずれがあるのか、ちょっと分からなかったんですけど

も、そうですね、私もちょっともうちょっとあったのかなと思っていたので、でも19あるので、もうちょっと増やしてさらにいけたらなと思いますし、この3大学、先ほど挙げられたところが特に何か特段目立つ何か特徴的なものをもしやっているとすれば、ちょっとそこは一言後で教えていただきたい。そのほかの大学との違いというか、とかがあるならば教えていただきたいというところはございます。

今、こちらのほかの部分で御答弁いただいたところなんですけれども、地域活動センターに配備した通信機器は、接続テスト、Wi-Fiとか接続テストも終わっているということで、先ほどのちょっと御答弁だと、常設による活用は難しいとはいうものの、可搬のようなもので有事に加えて積極的に活用していけるようなものであるということです。ぜひ、その有事を想定した、その可搬のようなものをどうやってその活用に、訓練に生かして、災害の本番のときに、本番と言ったらちょっと言い方変なんですけど、災害時に生かしていくのかということを検討して訓練を組んでいただければと思いますし、初動対応の訓練の参加者の拡充については、災害対策本部プラス5キロメートル範囲内ではなくて、全職員を対象とした訓練も今後想定されていくということで、さらにこれまで参加したことのない職員の方々も参加されていくことを想定して組んでいかれるということです。ぜひ一人でも多くの方が、本当は一度だったらあまり分からないところもあるかもしれないんですけれども、一度も参加したことがないよりは、一度参加して経験をするというのは非常に重要ですので、そういった拡充はどんどんと図っていただきたいと思っております。

最後に、35番をちょっと質問したいんですけれども、広域連携体制の構築についての部分なんですけれども、課題として、先ほどは自治体間の話がちょっと出ておりましたけれども、災害協定を締結する事業者との顔の見える関係づくり、連携強化が必要であるということを書かれております。私も一般質問とかいろんなもので、平時からの協定締結団体との顔の見える関係とか連携体制の構築、そして訓練の実施、マニュアルの策定とかも必要であるということも何度も質問をしているところなんですけれども、私が所属している例えば行政書士会さんとかも、罹災証明書の発行を各地域活動センターにて、災害時、何日か経過してから実施するようになると思うんですけれども、そういったものもやっぱりマニュアルですとか実際の訓練がないと、大体、手続的なことは分かっているけど、そのときにどういうものを使って、どうやって罹災証明書の発行をしていくのかとか、具体的にイメージが湧かないと会員たちに連携をしづらいと、役員の方も、というような声もありますし、これは行政書士会だけに限らず、いろんな締結団体さんありまして、しかもいろいろなその専門性に応じた内

容で締結をされているので、本当にそれぞれマニュアルも異なってくると思うんですね。なので、そういったことを細かく策定をして、平時から区とそういった団体との連携も図りながら、さらに同士の連携も図れるような構築づくりをしていただきたいと思うんですけれども、現状の取組状況と今後の展望についてお聞かせください。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 今、御質問いただきました、協定団体等につきましては、年に一度、協定団体に連絡をとる、コミュニケーションをとっております。その中で、先ほど例えば、それぞれの協定団体においてニーズは違うかと思います。そのため、こういったそれぞれ、毎年連絡をとる中で、それぞれの団体がどういうニーズを、どういうニーズがあるのか、求めているのかというところを丁寧に吸い取っていきながら、これから対応して、顔の見える関係をこれからもいい関係を築いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

あと、すいません、今後の取組でございますが、失礼しました。こちら、主にこの防災フェスタですとか、そういったところで協定団体さんにお越しいただいて、展示等をしていただいて、実際に展示する中で協定団体も動き方が見えてきますし、また、区民の方にも、こういった防災時にこういった団体がいて、こういう動き方があるんだというところを知ってもらえるいい機会ですので、引き続き、この防災フェスタ等のイベントを利用して、協定団体の方々との関係性を構築してまいりたいと考えております。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほど、協定団体さん、年に一度連絡をとっているということで、ニーズが違うということを、またそれぞれの団体さんに丁寧にヒアリングしていただけるということです。ぜひ、そうですね、支部長さんとかも団体さんによっては2年ごととかに替わったり4年ぐらいで替わったりとかいろいろあると思いますので、人が替わると、本当トップが替わるとですね、ちょっと物が変わったりとか、内容はほとんど組織は変わらないんですけれども、主観的な考えが変わったりするところもあると思いますので、ぜひそういったニーズのヒアリングというのは丁寧に定期的に行っていただきたいと思います。

防災フェスタについては、協定締結団体さん、いろいろと、例えば薬剤師会さんとかも参加するようになりましたし、いろいろな団体さんも参加しておりますけれども、こういった機会、本当に非常に重要だと団体さんもおっしゃってございましたし、展示等をするのと同じ

に、区民の方々からこういった団体が協定を締結している団体なんだということを知っていただくことがやっぱり重要ですので、先ほど課長が言ったように、なので、ぜひそういったイベントも積極的に利用して、平時からの顔の見える関係性とかをさらに強化していただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

すいません、浅田委員。

○浅田委員 今回の地域防災計画の改訂ということで、本当に大きな災害があるたんびにね、国、それから東京都などもいろんな修正を加えてきていて、それを受けて文京区も対応されてきて、本当に私はしっかりされているというふうに思いますので、その点については感謝申し上げたいというふうに思います。

今、吉村委員も言われた大学との連携で言えばね、たしか日本女子大学なんかでもね、妊産婦であるとか、そういう子どもの幼児の受入れであるとかというような協定であるとかね、それから、拓殖大学であれば、いろんな施設の開放であるとか、様々な協定を結んできていますよね。そういう御努力もいただいているということも、ちゃんと私としては評価はしたいというふうに思います。

ただ、ただというか、常に新しい事態が起きています。それは、いわゆる想定し得ない事態というのが常に大きな災害で起きています。この点について質問をいたします。

千葉の豪雨で見られたような、いわゆる内水氾濫という事態が起きました。文京区内においても様々な、雨が集中して降って、よく言われるところの大塚三丁目の交差点付近であるとか、あるいは千駄木の談合坂付近であるとかいうところが、もう度々水が出ているというのがありましたけれども、これについては、国及び東京都も一緒になって大きな排水路を引いたりして随分減ってきた。これは間違いない事実ですよ。

ただ、千葉の豪雨であるとか、九州地方の豪雨であるとかというのを見ると、この内水氾濫というのが現実には起きていて、想定外、想定する以上の水が、雨水が降って、それで、文京区には少ないですけども、アンダーパスと言われるようなところでは車が浸水をしたりしているというような事態が起こっています。こうした事態にも、さらに検討が必要ではないか、文京区においてもね。つまり、一定の高台であっても、内水、あ、その前にね、内水氾濫のちょっと規定をお互いにちょっと議論するように……。

○宮本委員長 浅田委員、すいません。ありがとうございます。恐らく37番の水害・土砂災害、この点のそういったテーマのところからあれですね、内水氾濫という御質問に入っていると

いうことでよろしいですかね。

○浅田委員 はい。で、雨水が下水道、排水施設の能力を超え、住宅街、道路にあふれる現象、これを内水氾濫というふうに規定されていると思うんですけども、こうした事態についても、また新たな検討が必要ではないのかというふうに思っているんですが、所管としてはどのようにお考えでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 現在、文京区のほうでは、排水の部分を含むという部分では、文京区の水害ハザードマップというものを作成して公表しているところです。こちらの想定雨量としましては、文京区で時間最大雨量153ミリ、総雨量として690ミリの雨が降った場合というのを想定しておりますので、これは千葉豪雨のときよりもさらに、さらに多い雨量の想定でしているところでございます。こちらのハザードマップ等々によりますと、神田川沿いとあとは千川通り沿いであるとか、音羽通り沿いというところが、比較的、文京区としては被害が出やすい地域であるというようなところが想定されているところです。こういった部分につきましては、そういった地域のそれぞれの特性を踏まえた、区民の方に対する周知、水害の危険性が高い地域なのか、地震の危険性が高い地域なのか、火災の危険性が高い地域なのかとか、そういった部分は、各種マップとかそういったものを通じて周知に努めて、また、それに対する対策というのも、まずは自助、その後、共助・公助というような形で今後も取組、取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 想定し得ない事態というのは、150ミリを超える場合もあるだろうし、あるいは集中する、その場所にね、集中した場合に起きるのが内水氾濫ということなんですよ。もちろん神田川沿いであれば、その上流に雨が降った場合ということで対応されるというふうになっていますけれども、文京区は全体としては集中、もう本当にその一点に集中して降った場合には、この排水、下水排水ですよ、これを超える可能性だってないとは言えないわけですよ。私、ちょっと古い話になりますけど、この春日の交差点で何年前ですかね、もう雨が降って、たまたま車に乗っていてね、座席の下まで水があつという間に来て、ありますよ、私自身が経験したことがありますよね。つまり、そういうことが実際に起きないとは言えない。これが今の災害の中で全国で起こっている災害の事例だと、私たちに教えてくれる内容だというふうに思うんですよ。

ですから、それこそね、あの千葉の市街地でね、車がつかって動けなくなるなんて誰が考

えますかね。想像、想定、想像し得ない事態がやっぱり起きますよね。文京区だって、過去、この地域で例えば千駄木の談合坂交差点付近であれば、私だって膝上までね、経験ありますけれども、そういう事例があるわけですから、これについては、やっぱり一定の対策、そうなった場合の事例についての方向性については検討の余地があるんじゃないかというふうに思うんですよね。ハザードマップで示しているから、区民の皆さん、この地図をよく見ておいてくださいねということだけでは、ちょっと片づかない問題が現実には起きているのではないかと思いますので、この点については対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

例えば、具体的に言うと、車が考えられないんですよね、都市部で市街地で車がつかってね、動けなくなった。じゃあ、どうするんだと。

○宮本委員長 浅田委員、すいません、12時になってしまいました。すいません。

○浅田委員 ああ、12時。じゃあ、続きはまた。

○宮本委員長 ええ、お昼1時から再開したいと思います。浅田委員の質問からお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時57分 再開

○宮本委員長 それでは、定刻前ではございますが、全員おそろいですので、委員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、浅田委員の質疑をお願いします。

○浅田委員 お昼を挟むと何かちょっと気力が失せちゃって、はい、もう簡単にいきます。

内水氾濫についてはね、検討をお願いします。これはいけると思います。

あとね、高層マンションの関係です。高層マンションを地域防災計画で文京区は文京区の特性がやっぱりありますから、その中で停電ですね、停電で、そのマンション独自で発電を可能にする設備があればそれはそれで構わないんですけども、それが無い場合の停電、これは結構やっぱり深刻ですよね。超高層マンションだけに限らず、やっぱり10階とか11階、12階というのがやっぱり文京区多いですから、ここにいる人たちが停電になったときの対応というのはかなりやっぱり深刻で、これをどうするかという。停電というのは上下水道も含めて、エレベーターも含めての対応になりますから、やっぱりちょっとどうやってみんなで支え合っていけるのかというのは、今後ね、検討が必要だろうというふうに思います。

それから、併せてもう一点……。

○宮本委員長 ちょっと一回ここで、5ページのマンション防災関係のね。じゃあ、今の件に

ついて御答弁いただけますか。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 マンション防災の部分についてなんですけども、委員から御指摘あった停電とかという部分については、やはりこういう場合というのは、上層階に住んでいる人ほど、何ていうんですかね、その場で継続してお住まいになるというところが難しい状況なのは理解はしているところです。そういった部分につきましても、やはり区としては、まず、自助による備えというところがまず第一に御案内は申し上げるとともに、マンション防災の部分で、そういう備蓄品の購入経費ですとか、そういう部分で一定、例えば、一定の階層ごとにそういう、何ていうんですかね、倉庫を設置していただいたりとかという部分で、一定の対応などはできるのかなというふうに考えているところです。区としても、できる範囲の対応というのは、引き続き、周知啓発も含めて、対応に努めてまいります。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 できる範囲というふうにくくっちゃうとね、なかなか次が出てこないんで、どうやったらいいのか、他のいろんな事例だとか含めてね、ぜひ参考にしながら、そこで終わらんじゃなくて、ちょっと文京区としては次のことも考えるということはぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、19ページになりますが、無電柱化のところですね。文京区は、区道については、ここに書かれてあるように無電柱化を順次やっているといるということなんですけど、都道ですよね、都道。問題なのは都道。これについては、非常にもう実感として本当に進んでいるのという疑問がありますね。電柱、それから電線が、もう不忍通りなんかで言えば、クモの巣みたいに実際になっているわけですよね。これについては、ぜひちょっと東京都と連携して電柱化進めていくというふうにしないと、本当に災害になったとき道路をもう塞いじゃいますからね。これがあることによって、どれだけ復旧が遅れるかというのは、これまでの災害でもう明らかな事実ですから、ぜひ進めていただきたい。要望、都に要望しながら進めていただきたいということです。御答弁、御答弁いただければ。

○宮本委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 都道の無電柱化につきましては、大体、区部の都道で50%、60%まではいつてないですけども、50%ちょっと終わっているというふうに聞いております。不忍通りのことですよね、はい。不忍通りにつきましては、97%ぐらいは用地買収が終わっている状況でして、もう本当に残る、残すところ少しを六建さんのほうで用地買収のほうに取り組んでい

るという状況は伺っております。区としまして、安全対策という意味で無電柱化を推進していただきたいという話をしております、毎年度、打合せ時にはどのような状況になっているかというお話も伺っている状況でございますので、連携できるところは連携して、東京都の無電柱化に協力はしていきたいと思っております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 物すごく何かできているようにおっしゃいますけれどね、根津の赤札堂前の交差点から不忍通りの日本医科大学下の僅か短い距離が、20年かかってもまだできてないんですよ。20年かかって、あと2件かな、3件か。そこまで手は届いているということなんですけど、じゃあ、そこからね、そこから動坂下までっていったら何年かかるの、40年、50年ぐらいかかるわけですよ、今までので言えば。そういうことでは、本当に災害が起こったときにね、一言で言えば話にならないわけですよ。そういうことも含めて、ぜひ文京区としてははっきりと東京都に要請をしつつ、また、区としても協力できることをお願いしたいということです。

○宮本委員長 もう御質疑よろしいですか。

では、豪一委員、お願いします。お待たせしました。

○豪一委員 私は、1件だけなんですけど、6個の重点項目を追っかけて、令和7年度、組みまれてきた内容は、私の地元の根津・千駄木という地域は、中高層の方たちはマンション独自の避難所の訓練をしたり、そういうのを見ているので、非常に身をもって文京区の施策を取り入れてやっているんだなというのを実感しました。特に防災士だとか地域の消防団が協力してマンションの方なんかとやっている姿というのは、とてもよかったなというふうに思いました。

その中で、特に私感じたのは、この中でも重点の項目のうちのマル1とマル2はよくできているなというふうに非常に思ったのと、逆に言えば、3項から4項というのはなかなか少しばやけていて、なかなか、実感としてなかなかまだまだ最終的に普及されるのは時間かかるんだろうなという感想もあります。

その中で、中高層建物の防災対策についてお伺いしたいんですけど、昨年、千駄木でもマンションでもやっていましたので、この中で、やっぱり被災時に生活の不便だとか、避難所生活をするとか、いろいろと経済的な不安だとか、強い緊張感や不安が続く中で、中高層建築物の方々もいろいろと準備がないとパニック状態になったり、ストレスがたまったりするんじゃないかという中で、備蓄倉庫というのが非常に重要だということも分かりました。こ

の、これページでいうと何ページだっけ、8ページ、9ページですかね。あ、ちょっと待って、違う。ごめんなさい。4ページ、5ページか。あ、違う違う、ごめんなさい。5ページ、6ページですね。6、7、8のところなんですけども、令和5年、令和6年、令和7年と、かなりの数、中高層建物で実績が上がってきているなというところで、文京区でも個人の家庭にも防災グッズなんかの助成をやったり、いろいろなキャンペーンをやる中で、事前の備えというのはとても重要だということは告知できたんじゃないかなと考えています。その中で、管理組合とかで防災倉庫に関してなんですけれども、やはり、いかに特に水が断水した場合だとか、下水が使えない場合だとかというときに、携帯トイレの必要性なんていうのがとても重要になってくると思うんです。そういった物資を各家庭で、区分所有の場合は、維持したり管理するのというのはなかなか時間が今後も課題としてはあると思うので、備蓄倉庫が用意できるような区分所有建物だと、ある程度、いろいろなローリングストックになるようなものというのは備蓄するといいいんじゃないかなと思うんですけれども、防災課のほうで、今、数多い区分所有建物、中高層建物の中で、備蓄倉庫がある建物とない建物というのがどれぐらい把握できているのかできてないのかというのを、数です、それをちょっとお伺いしたいのと、今後、防災倉庫なんかをできるだけつくっていくって普及する方法について、既存の中高層の建物と、あと、新築時なんかのときに、今、建築確認申請するのを民間の会社に振る場合と、文京区の建築指導課に来る場合と2パターンもありますけれども、そういうときにできるだけ文京区では備蓄倉庫というのを推進していますみたいな、要はアクションをするのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 中高層マンションに関する防災備蓄倉庫の設置状況についてなんですけれども、防災危機管理課のほうで、現在、このマンションに防災備蓄倉庫が把握されている数とかというところまでは、ちょっと把握はし切れておりません。ただ、この中高層建築物の建築に関する指導要綱の中で、延べ床面積が1,000平米以上のときには、基本的に防災備蓄倉庫を5平米以上設置していただくというような要綱の内容になっていますので、それによって、一定、新築であるとか増築とかというときには、そういった、区としては設置のお願いをしているところでございます。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 分かりました。把握はできてないけれども、ある程度、ほぼあるだろうと。分かりやすく言うとそういう回答になるのかなというふうに思うんですけれども、実際にそうい

うスペースをとってあっても、備蓄倉庫としてしっかり使われているかというのを把握するのは結構大事なことになるかなと。実際は管理会社の掃除用具の置場になっちゃっている場合もあるし、せっかくそういった文京区のほうで備蓄倉庫とマンホールトイレを促進していくということでしたら、いい機会ですから、しっかりと備蓄倉庫としてとってあるその部分、床がきちんと防災倉庫として使われているかというのを、今後、いつかのタイミングで機会があればそういうのを一回調査して、そのときに管理会社や管理組合の理事長なり関係者なり、そういう方にアプローチをしていくことによって、その中高層建物単体の自助だったり共助がさらによくなっていくのではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今回の指導要綱の条件からいくと、基本的に延べ床が1,000平米以上ある中高層建築物については、備蓄倉庫が設置されているものという認識でいるところです。また、こちらにつきましては、建物が完成したタイミングで現地の確認や写真検査というような形で、備蓄倉庫として使用されているかというのは確認はしているところです。また、倉庫の扉の前面にちゃんと防災備蓄倉庫というような表示をしていただくような立てつけになっていますので、基本的にそこは備蓄倉庫として御利用いただいているものというふうに区としては認識しているところです。また、あと、そういうマンションの防災の備蓄品購入とか、そういうような助成制度もございますので、そういうようなものも活用していただきながら、備蓄品の整備とかというのには努めていただけるように、引き続き御案内等は継続してまいります。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 どうもありがとうございます。1,000平米、延べ床1,000平米ということは、それほど大きくないマンションということですよ。イメージ的に言うと、20坪ぐらい、66平米のファミリータイプが大体15戸、15部屋ぐらいあると、床が66平米とすると、大体15戸だと1,000平米ぐらいになるでしょう。ということは、ファミリータイプ15戸ぐらいのマンションというのは、皆さんイメージできる、それほど大きくないから、ほぼ、それぐらいのマンション以上のものになると、備蓄倉庫のスペースはあるはずだと。そうすると、かなりの数の文京区の中高層建物、マンションが備蓄倉庫があるということになるので、なかなかこれを全部調査するというのは所管も大変だとは思いますが、そういうところにしっかりとアプローチして、その世帯数の分、備蓄物品を例えば毎年のように援助できれば、しっかり

とローリングストックもできるし、備蓄の管理はできるのかなというふうに逆に言えば計算できるので、そこは結構徹底する価値があるのかなと思いました。感想になっちゃいますけど、以上です。

○宮本委員長 あと、質疑よろしいでしょうか。

じゃあ、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 9ページの12番、防災士の活用、その他3点伺いたいと思います。

この昨年度の実績で累計94人から112人に増やしていただいたということで、うち中高層の推薦が6から12名ということで多く増やしているというところで、必要なところに防災士を増やすといったところは一定の成果が出ているのかなというふうに評価させていただきますが、その先の、ここにも記載してあります地域のリーダーを育成するということ、やはり資格を取っただけ、知識を得ただけではなくて、そこから継続して学びながら活動していくというところには、まだ取り組むべき課題があるのかなというふうに思っております。

区長は所信表明で、防災士の活躍の場のサポート等に取り組み、地域の主体的な防災活動を促進していくというふうに発言されていますけれども、私もそこは文京区はもっとやってほしいという意味で、一般質問でも先日質問させていただいたんですね。それに対して区長は、区内の防災士は主に避難所運営への参画等を想定しているというふうに御答弁いただいております。確かに区の期待、助成した意図というのはそういうところにあるというのは承知はしているんですけれども、一方で、防災士研修センターによると、期待されている役割として三つ記載がありまして、災害時に公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、それから災害発生後の被災者支援の活動、これが避難所の活動になってくるのかなと思うんですけれども、そして3番目として平常時の防災意識の啓発というところで、期待されている役割に対して、より一層、文京区のほうでスキルアップにつながるような支援をしていただきたいというふうに思っているんですね。

昨年度の報告で、スキルアップ助成金の利用促進を図っていくというふうにしていましたけれども、今回の御報告で実績は1人というところで、これはどうしてこうなったのかなというところ。区の狙いどおりに防災士の活動のサポートというのは十分できてないんじゃないかなと思うんですけれども、御見解を伺いたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、防災士のスキルアップという部分についてなんですけども、こちら助成制度自体もまだ始めてまだ間もないというところもございますので、この辺につ

きましては、特に防災士の皆様に対してスキルアップの助成制度があるということ自体は、引き続き周知の部分は努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。周知でやっているところがスキルアップの座学みたいな感じですね。研修を受けていただいてスキルアップをすると。それはもちろん重要なんですけれども、それだけじゃなくて、やっぱり現場に足を運んで手を動かしていくというのが非常に重要なのかなというふうに思うんです。実際に防災士の方が現場で経験をしてくるというところ。私、今回のシルバーウィークを使って石川県の羽咋市というところを視察して、水害のボランティアをしてきたんですね。派遣先は蔵だったんですけども、半月間ずっと水につかっちゃっていた家具のカビまみれのにおいだとか、あと自分自身が泥だらけになってしまうので、それを周りに広げないような装備の工夫だとか、物すごい勉強になって帰ってきたわけです。先月の本会議では、千葉の水害のボランティアにぜひ文京区からバスを出してほしいというふうに提案をさせていただいて、御答弁としては、必要に応じ対応を協議するということでしたけれども、その対応を起こってから協議する、そういう流れになるのは当然なんですけれども、何か近隣で災害があったときに、必ず文京区は助けに行くんだというように、もっと積極的に応援していく体制を平時から整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。あとは、バスを出すとしたら社協が主体になってくると思うんですけれども、予算の確保ですとか連携の体制は現状どのようなになっているのか教えていただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 すいません。まず、すいません、最初が……。

○宮本委員長 防災士のスキルアップをするために、現地に派遣をしたらどうか。

○矢部防災危機管理課長 ああ、はいはいはい。そうです、すいません、失礼しました。こちらにつきましては、まず、区が区の助成制度を活用して資格等を取得された方につきましては、基本的に総合防災訓練であるとか避難所総合訓練とか、そういうような訓練の場などに御案内するとか、あとは、防災士の全体会とかそういうような場で、そこは座学が中心にはなってしまいますけれども、そういう場でほかの、ほかの避難所での防災士とかはどういうことに取り組んでいるのかとかという横の情報共有とかというのはさせていただいているところです。そういった場を活用しながら、防災士同士のつながりみたいのを発展させていただいて、そういう中で、様々現場での訓練とかというのも、自分の地元だけじゃなくて、ほ

かの場とかも含めて、そういうような経験、見聞きであるとか、そういうのはできるように、御案内とかそういう部分については区としても引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 近隣の災害時への派遣というところになりますが、こちらについては、先日の熊本の地震の際には八代市への職員派遣、こちらが協定に基づいた速やかな派遣というところで、やはり現状としては、協定に基づく派遣というところが速やかな対応になってくるかなと。逆に、そういった近隣の災害でも、対口支援等で一定の対応を、それぞれ協議する中で時間がかかってしまうというところがありますので、こういった協定等を結んでいるところについては引き続き対応してまいりたいと思いますし、この自治体、近隣自治体への支援については広げておりますので、こういった広域避難等も含めて、引き続き協定を締結してまいりたいと考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。今、御答弁いただいた職員の近隣自治体、協定自治体への派遣というところ、非常に意欲的にスピーディーに取り組んでいただいているというところは認識しているんですけれども、それを我々区民の活動にぜひ展開していただきたいというところなんですね。何か発災したときに、文京区はすぐ駆けつけていけるような体制を整えてほしいというところなんですけれども、いかがでしょうか。

○宮本委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 防災士の活用につきましては、社会福祉協議会といろいろこれまでも話をしておきまして、御承知のとおり、社会福祉協議会のほうではフミコム、ボランティアの制度の取組とか、あと災害時に災害ボランティアセンターを臨時的に立ち上げる、そういった取組をしております。そういった中で、やはり平時に交流を深めて、防災士の方々と交流を深めて、顔の見える関係を築くというのがやはり大事だと考えておきまして、そういったところを社会福祉協議会の取組を知ってもらう機会を、今後、ちょっと増やしていこうかなと、そういうふうに考えております。

また、先ほどのバス、災害時のバスの派遣ですけど、災害時派遣、災害時に社協がそういった取組をする場合は、既存の補助金の中で流用という形でやらせていただいております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 流用とすると、ごめんなさい、あんまり詳しくないんで教えてほしいん

ですけど、お金が足りなくなっちゃうよということはないんですか。そのための予算を確保してはどうかという話なので、もう一回御答弁いただきたいのと、あとは横のつながりを平時からつくっておくというのは非常に重要なことだなというふうに思いますが、文京区のこの数字で出てくる資格取得者は112人なんですね。これは区の支援を受けた方なんです。区の支援を受けてない方も含めた区内防災士全体の数は果たして何人でしょうか。正解はですね、これは8月末の数字で607名なんです。こんなにいらっしゃるんです、文京区の中で資格取っていらっしゃる方。だから、文京区としてどっちに焦点を当てていくのかというところなんです。これまでもスキルアップ助成金、それから学習会やっていたいていすけれども、対象者は文京区の支援を受けて取った方、112人の方に限定されているんですね。そうじゃなくて、先ほど御答弁でもあったように、横のつながりを平時からつくっておくという意味では、この112人だけではなくて607名に対象を拡大していただいて、文京区内で普段から分かっている関係性づくりというのは必要だというふうに思うんです。一つの形として例えば文京防災士会みたいな形で組織づくりを区のほうで応援していただいてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 区の助成を使ってない防災士というのも、助成を使っている方よりも大分数がいるということ自体は把握はしているところなんですけれども、そちらにつきましては、今、現状ですと、防災士の全体会というところも昨年度でいうと2回実施してまして、1回は助成制度を活用したのみでやったんですけども、もう一個、もう一回のほうは、その助成制度云々とかは抜きにして、防災士の方に連絡がとれる範囲で全て御案内をしてやっていたところでございます。そういった取組を引き続き続けていくことで、区が区の助成制度を活用した、しないにかかわらず、一定、防災士同士のつながりとかというのの一助になるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 すいません、失礼しました。流用のところの説明になりますけども、予算が足りなくて区から追加で補助とか委託をした場合は、確かに予算が足りないという形になりますけども、現状、これまでの経緯からいくと、既に社会福祉協議会に補助金とか委託費を出した中での人件費とかを、一定、アップパーをもって補助金を交付しておりますので、その中で運用をしているという状況になっていますので、予算が足りてないということではございません。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 続きまして、ちょっと細かいところを三つ伺いますが、14ページの20番のTKBB対策については、先ほど来の議論で大枠、取組というのは承知いたしましたけれども、区がTKBB、バス対策まで書くということは、我々区民としては、ここまで責任を持ってやってくれるのかというふうに期待してしまうところなんですけれども、目指す数字が知りたいわけです。被害想定からすると、何人のニーズがあると考えて、それらを満たすためには何台のシャワー等が必要と考えられるのか。ただそのシャワーの確保だけではなくて、いろんな方策があると思うんですけれども、例えば自衛隊さんとか、自衛隊は実際にいざというとき来てくれるのか、首都直下だとすごい多くの自治体が必要とすると思うんですけれども、そのあたり、必要な台数の想定と、あとは自衛隊をはじめとしたほかの主体との連携の状況をお伺いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら、まず、シャワーというか、そういう入浴施設関係の数につきましては、こちら、避難所運営ガイドラインのほうにも記載はしているところなんですけれども、目指すべき、そうですね、スフィア基準として、50人に1台というような形で、次の報告事項2のほうの避難所運営ガイドラインの中には盛り込ませていただいているところです。また、単純にこれを想定避難者数で割り返せば数自体は出るんですけれども、シャワーというのはそれなりのスペースであるとか、重さとか、そういったものもろもろありますので、なかなか今の現時点では各避難所に配備するというのはなかなかちょっと難しい状況ではあるんですけれども、その辺は、あと、ほかにそういうシャワーとか入浴施設という部分で言えば、自衛隊を含めたそういう外部からの物資の提供によるものであるとか、あとは浴場組合とか、もし使えるようであれば、そういった入浴施設などの利用、あとは、先ほども御答弁したとおり、本郷給水所公苑とスポーツセンターのほうで、一応、災害時の給水ステーションとなっているところに、一定、シャワーのユニットなんかも配備していますので、その辺、もろもろ様々なものの活用と、あとは、備蓄物資で、シャワーと比べるとまだちょっとほど遠いかもしれませんが、汗拭きシートとか、そういったものを、一定、避難所には備蓄しているので、そういったものの対応というのを考えているところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。フェーズフリーという言葉があるんですけれども、普段から使っているものが災害時にも活用できると、そういう設計なんですけど、シャワーも発災

時にいざというときに使えるものが、平時から使えるものが発災時に使えるかどうかというのはぜひ洗い出していただきたいなというふうに思うんです。例えば、スポーツセンターだったらプールだとかジムのシャワー、それから、学校のシャワーもそうですけれども、給湯設備と目隠しが備えられていれば、発災時、インフラが復活したときにシャワーとして使えますよね。そういったところを洗い出したり、それから、区内のスポーツジムですとか民間の施設への協定の締結だとか、そういったところをやっていく必要がある。そうでないと、各避難所50人に1人を備えなきゃいけないって考えると、もう物理的にね、校庭が埋まっちゃうみたいな話になりますから、すごく難しいですよね。在宅避難者のサポートもできたらいいななんていう話をしていると、本当に難しくなってしまうので、ぜひそのあたりを考えていっていただきたいなと思います。そういうことも含めて、ここにTKBBに関する備蓄を進めたという文言が入っているのかなと思いますので、今後、議論していきたいなと思います。

それから、自衛隊の話もありましたけれども、ほかの自治体で自衛隊の入浴の訓練を行ったことがあるみたいで、そういったことも、今後、避難所の総合訓練のところで来ていただけないかという話は、ぜひ、折を見てしていただければと要望させていただきます。

次が、21ページの広域連携体制なんですけど、35番です。これ前回の報告資料では、協定自治体との防災ミーティングを継続して実施するといったような記載がございましたけれども、これは引き続いて行われているのでしょうか、昨年度の取組状況、具体的にどんなことを行っていたのかお伺いできますでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今、委員から御指摘いただきましたところにつきましては、昨年度につきましては、協定を締結している石岡市のほうにちょっと出向きまして、協定内容の確認であるとか、避難所外避難とかという部分について打合せとかはさせていただいたところなんです。そういった協定で被災地外避難とかの協定を結んでいる自治体、ほかにも幾つかございますので、そういったところには引き続き情報交換というか、情報提供含めて、いろいろその辺の少し協定内容の具体的な協議の部分というのは、今後、進めていきたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。私、防災ミーティングという言葉ですごく期待してしまっていた部分がありまして、2年前にも御紹介したので重なっちゃうんですけれども、板橋区の事例なんです。板橋では、8県13自治体で締結している協定を改定して、被災してない

自治体への広域避難の仕組みを一緒にやっていくという体制を構築したということで、全国で初めてだということでプレスリリースされていました。これは、一つの自治体当たり50人から、150人か、150人から300人をめどに、あらかじめその自治体の受入れ可能人数を事前に定めておいて、発災時にはバスで来ていただくという計画なんですね。当時発表された人数では2,000人の収容が可能ということが伝えられていた、すごい画期的な取組だなというふうに思うんです。この提案から2年がたったわけなんですけれども、本区の広域連携の体制は今後どうなっていくのか、方向性を伺いたいと思います。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 先ほど石岡市との視察の話を申し上げたところでございますが、これ石岡市の例えば地震、災害時ですね、100キロ以上離れたこういった地の利というか、そういったところを含めて、例えばこちらから被災地外避難をする際にバスで、例えば、ちょっと言い方があれですけど、集団でバスで行くのはどうかというようなところは話、まだ話合いレベルでございますが、進めているところでございます。引き続き、石岡市等近隣自治体、広域連携の観点から、具体的な話も進めていければなというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。本当に御答弁いただいた100キロというのがちょうどいい距離、距離感ですよ。文京区だと、いろんな歴史的な御縁があって協定を結んでいくというのが基本になっているのかなと思うんですけれども、そのところは戦略的にお互い助け合える距離感というのも重視していただければなというふうに思います。先ほど、既に進めてくださっているというお話でしたけれども、ぜひこれを具体化していただいて、災害時に助けに来てくれる、それから我々も助けに行けるという体制ですよ。お互い助け合える関係性づくりをやっていただきたいなというふうに思います。また、進捗状況をお伺いします。

最後は、21ページの37番の土砂災害計画のところなんですけれども、これが避難確保計画提出状況が民間施設で56施設中53施設提出済みということで、課題として出してないところがあるので、求めていく必要があるというふうに書いてありますが、これは水防法及び土砂災害防止法で管理者等は避難確保計画の作成が義務になっていますよね。これがなぜまだできていないのかというところ。3施設ありますが、御事情を把握していらしたらお伺いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらにつきましては、委員から御指摘ありましたとおり、基本的に義務づけられるようになっております。今、現在、3施設ほどまだ提出が済んでないところでありますけれども、そこについては引き続き提出を、作成の促しと提出の、提出、あと訓練の実施とかというのは、引き続きこちらからは声かけをさせていただいて、そういう部分はこれがちゃんと56になるように、区としては引き続き取組というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。ぜひお願いします。ただ、これ、やってくれないところに対して首長が必要な指示をすることができるというふうになっていきますよね。お願いというレベルじゃなくて、やりなさいよって。で、正当な理由がなく指示に従わないときは、その旨を公表することもできるというふうに定められているというところなので、これは次回の報告では56施設になるようにぜひお願いします。

○宮本委員長 以上で、報告事項1を終了いたします。

続きまして、報告事項2、文京区避難所運営ガイドラインの改訂案についての御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 避難所運営ガイドライン、先ほどもちょっと議論しましたけども、前回、いつだっけ、2月、2月議会で素案が示されて、今回、案ということで取りまとめられましたけども、前回もちょっと御指摘というか、言わせていただきましたけど、一つは、避難所運営協議会からの意見、意見聴取というか、意見もぜひ取り入れていただきたいという話もさせていただいたんですけども、どのような意見が出されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら素案から案に、今回、御報告させていただく間に、一定、区のほうで案に取りまとめた段階で、そういった方に対しても意見照会を行ったところです。それで、具体的に協議会とかから御意見が上がった部分というのは、主に避難所における、今回、追加させてもらった在宅避難者への支援の部分とかという部分について、一定、御意見などはいただいたところでございます。冊子のほうに反映という部分でいうと、基本的に区の考え方と都の指針について示させていただいたので、具体的にここの内容について何か文言とか云々ではないんですけども、御意見として、その辺の意見というのは、このガイドラインとは別にいろいろといただいていたところでございます。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。後ほどやりますけども、在宅避難が、在宅避難への、避難者への支援ということが新たに加わって、その辺がやっぱり避難所としても大きな課題、避難所運営もそうですけども、ここで言う、一つは、情報の収集で、基本的には避難所の、ちょっと待って、何ページだっけ、ああ、ごめんなさい。避難者受付カードに在宅避難者も記入をしてもらって、そこで、それによって掌握をするというようなルールだと思うんですけど、なかなか一つは、ここにも書いてあるんですけど……。

○宮本委員長 88ページですね。88ページ。

○岡崎委員 88ページ。いわゆる、そのカード、避難所に来てくれる在宅避難者はいいいんですけど、なかなか避難所にまで行って自分の名前を明記するというか登録するという人も逆に少ないんじゃないかという想定もされるんですけど、そういった方々を一つはどう掌握していくのかということも大事かと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら確かに、今、現状ですと、紙ベースの受付カードでの対応というふうになっておりますけれども、こちらにつきましては、災害時の、一定、在宅の方を含めた区民の方の安否確認を行うには、やっぱりデジタルを活用したことが有用であるというのは認識はしているところです。こちらにつきましては、都のほうでも、今、システムの改修であるとか、そういったデジタルを活用した避難所外避難者の把握の方法とかというのを、一定、システム化していくというようなことを聞いておりますので、そういったものを活用しながら、今後はその辺の情報の把握とかというのには努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今、こういう時代ですから、なかなか紙ベースで全部しようというより、やっぱりこういったICTをやっぱり活用しての掌握というのが、やっぱり、今後、大事になってくると思いますので、その辺、東京都と連携していただきながら、ぜひ進めていただければというふうに思います。

中身というか、前回も指摘をさせていただいた、いわゆる子どもの居場所とか、あとトイレの臭い、トイレの臭いというか、トイレの使用した後の臭いというようなことも加えて、加えてというか、もともとあったところもありますけども、対策も講じていただいて、ありがとうございます。

それと、この最後に、やはり82ページの支援体制の整備というところで、避難所以外の場所に拠点を設置することも検討というようなことで、先ほどちらっと報告事項でもありまして、やはり大学とかの連携みたいなのも大事になってくるのかなと思うんですけども、例えば湯島の三組弥生会という町会さんが、町会内に日本薬科大学がありまして、町会独自で日本薬科大学と災害時の協定を結んだみたいな話も町会長さんからお聞きしたんですけども、そういったことも、やはり、やっぱり区、ある程度、ある程度というか、区がやっぱり中に入ってというか情報提供もしていただきながら、そういったことも必要なのかなと思うんですけども、そのへんはいかがでしょうか。

○宮本委員長 今のはP89のところですね。そうですね。

すいません、三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 今の大学との町会との話、協定等の関係ですけども、こちら、引き続き、私どもとしましては、大学、この連携等、町会等の協議会等を含めて、連携できていければというふうに考えております。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 委員から御指摘ありました避難所以外のそういう支援拠点的な部分についてなんですけども、まず、今、災害対策基本法等では、在宅避難に、避難者に対する支援は、基本的にまずは避難所を拠点に行うこととされているところです。また、今後、まずは、避難所内の支援拠点の在り方であるとかというのは、今後、防災危機管理課としても、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

その取組を踏まえた上で、例えば避難所以外の、例えば区有施設内に支援拠点を設けるでとあるとか、例えば、町会とかNPOとか様々な地域活動団体への運営による自主的な避難運営拠点などが発生する場合もあるかと思いますので、そういったものにつきましても、必要に応じて、今後、ちょっと課題とかを整理しながら検討というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ぜひそういった形で、避難所以外のところのやっぱり避難所、避難場所というか、というようなところも御検討いただければと思います。

あと、最後に、東京都にあったんだけど、いわゆる避難所の防犯対策、防犯対策的なものというのが運営ガイドラインにはないかなみたいに思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 すいません、失礼しました。こちら、特に防犯対策という部分につきましては、区内の警察4署と協定、覚書等を結ばせていただいて、そういった中で避難所に対する巡回であるとか、そういった体制なんかも警察とも協力しながらやるというふうに考えているとか、あと、また、そうですね、警察とかと都の、すいません、都の指針のほうでは、地域住民主体による防犯や見守りというの、一定、目標としてされているところですので、そういったものも区としても目指しながら、警察とかとも協力しながら、その辺は対応を考えてまいりたいと思います。

○宮本委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。あまりマスコミでは大々的に報道されない場合もありますけども、結構、避難所って犯罪というか、様々な事件、事故がやっぱり結構起きているということもやっぱりお聞きしますので、その辺、基本的にはさっき言った警察なんでしょうけども、その辺もしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宮本委員長 浅田委員、先ほどお手を挙げていただきまして、お願いします。

○浅田委員 ガイドラインをつくっていただいて、本当に、いや、私は本当に素晴らしい内容だと思うんです。ただね、正直言って、地域でね、実際に避難所運営の訓練だとか防災訓練だとかやってみてね、この170ページのこれをどう地域の人に知っていただくのか、内容を理解していただくのかということになると、ちょっとハードルがすごい高いんですよ。区としては、一体どの方にこの内容をね、170ページのこの内容を熟知していただいて、もらおうという計画、目的なのかというのを、そこのところをちょっと、区としての狙いはどこなのかというのを伺いたいんです。現場にいと、本当にちょっと高いです、ハードルが。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら、この避難所運営ガイドラインの3編の部分が主に実際にマニュアルのベースとなるようなつくりとなっております。こちらの内容につきましては、避難所運営本部から総務、情報班とか、幾つかの班ごとに、都合全部で30ページ程度の内容となっております。まずはこういった部分を各避難所協議会に対して、このガイドラインの改定とともに御案内するとともに、改めてこういう中身の確認とかというのを一緒にしながらやっていければ、一定、マニュアルの整備とかという部分にもつながっていくのかなという

ふうに認識はしているところです。なので、まずはこのガイドライン改正の暁には、そういったところを中心に周知とかというのは積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 実際のね、避難所運営をやる町会の役員さんとかの気持ちを代弁して言えばね、区の人が来てくれて、駆けつけてきてくれて、やっていただけるんだろうというふうにやっぱりなるんですよね。この分厚い、分厚いと言ったら失礼だけど。でね、駆けつけていただける区の職員の皆さんも、この内容をどれだけ把握して熟知しているのか。みんな聞きますからね、区の方に、現場の方は聞きますからね。そこでの想像をするだけでも、なかなか難しさ、混乱というのはあるかと思うんですよね。ですから、これはまだ十分議論しているわけじゃないですけど、例えば、例えばですよ、先ほどたかはまさんおっしゃったような防災士の方をもっと活用してね、もっとその方を中心にこのガイドラインをしっかり勉強していただいて、それを各避難所であつたり防災訓練に生かしていくというふうにしようとかね、とかね、そういう具体的な、せつかくつくったいいものを活用するという、しかも何ていうのかな、つくるだけとは言いませんけれども、実際、なかなか難しい現状をどう改善していくのかということで、具体的なみんなが理解できるようなその方策は一緒に考えていくという、できないですかね、もったいないと思いますよね。もったいないし、やらなきゃいけないことだと私は思っているんですよね。

（「関連」と言う人あり）

○浅田委員 じゃあ、関連。

○宮本委員長 ちょっと、今、質問、よろしいですか、質問。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今、委員からも御案内ありましたとおり、避難所運営協議会だけでなく、やはり防災士の皆様にも、こういったものにつきましては、完成した暁には周知とかという部分には図っていきたいというふうに考えております。また、区の職員につきましても、一定それぞれ、区の職員それぞれ、あなたはどの避難所に行くとかというのも割り当てている中、また、定期的に職員向けの訓練なども行っておりますので、そういった様々な場面場面を通じながら、こういったものの認識であるとか、あとは各避難所に開設キットなんかもありますので、そういったものを活用しながら、避難所の運営というのがスムーズにいくように引き続き取組は進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 豪一委員。

○豪一委員 関連ですけど、そのままいただいて、非常に浅田委員の発言、すごい大事なところで、どうやってこのせっかくつくったガイドラインをしっかりとおろしていくかというのは大事だと思うんですよ。さっきから、たかはまさんも防災士の広がりのお話をしていたんですけども、今、汐見地区って言われている千駄木地区は避難所三つ、文京区内には33か所あるじゃないですか。以前のこちらの特別委員会でも、各避難所によって避難所運営、運営協議会に温度差があるという課題はありましたよね。汐見地区も非常に温度が低い避難所運営をずっとやっていたんですけども、この三、四年で、防災士の方と、千駄木だと第5分団がかなり活躍して、3避難所がアグレッシブに動き始めて、つい最近では白書なんかも出したりするようなことになっているのは、一人の防災士の方の活躍が物すごい、町会とかで避難所運営協議会というのをSNSのグループ、グループで、言っちゃうとグループLINEで囲って、まずは避難所運営協議会の皆さんに、はじめまして、皆さんと防災の情報を共有したいのでグループLINEつくってくれないですかってつくって、初めは皆さんね、お付き合いでいやいや断れないでつくったかもしれないけれども、例えばこの間の豪雨のときとかの情報をいち早く文京区の情報を入れたりして、みんなで共有したりすることによって、みんなが地域の防災リーダーになるわけですよ、避難所運営協議会。さらに言うと、避難所運営協議会のメンバー、民生委員もPTAさんも定期的に替わりますから、替わったときに退室してもいいし、そのまま残ってもいいということをしていると、少しずつ防災リーダー増えていくわけですよ。そういうやり方で、かなりこの三、四年の間に汐見の、汐見地区の防災力が向上しているなと手にとるほど分かって、その背景には、地域活動センターの所長の御尽力だとか防災課の御尽力も当然あるんですけども、そういった後ろ支えの上で、汐見地区の3避難所運営協議会の活動はすごいアグレッシブになっている。年に2回ほど防災士の会合ありますから、今、所管の課長もおっしゃった、文京区の助成で受けた方々のみで100人ちょっと、また、たかはま先生が言った、たかはま議員が言った600人プラスの全部で700人になるの、そうすると。

（発言する人あり）

○豪一委員 ああ、全部で600人になるその防災士にも、アプローチできる範囲でアプローチした会合でも、そういったところで、その成功事例もね、例えば汐見地区のその方の取組なんかを発表して皆さんに周知すると、防災士も、ああ、こうやってやればいいんだなと。そのためには、防災課のさらに御尽力をいただいて、各地域の防災士、特に区の助成で受けた

防災士の方と、その方が該当する避難所運営委員会と結びつける仲人の役割というのをしっかりとしていかないと生きないかなというふうに思うんですけども、その仲人の役割については、今、進捗はどんな感じなのか分かります。各百何名の、もちろん町会長のお墨つきで資格を取ったわけでしょう。ということは、その町会が属する避難所運営協議会ってあるわけだから、そのまず仲人としてまず結びつけて、例えばその全体の防災士の会議で、そうやって汐見地区ではやって広げているみたいですよみたいなことをやって、グループ化できて、避難所運営協議会というのがアクティブ化していくと、そのときに、このガイドラインというのが広く濃く浸透していくんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今、御案内いただきました、そのグループLINEを活用したとかというのは、一つ好事例であるというふうには思っているところでございます。そういったものにつきましては、委員から御指摘ありましたとおり、防災士の全体会の場で事例を共有するですとか、そういう場でいい事例というのは共有して、参考になるものはほかの協議会等々でも取り入れていただければというふうに考えているところです。そういったものにつきましては、皆さんからも要望があれば、区としてもそういう御案内とかというのは積極的に取り組むことは、対応としては十分可能かなというふうに考えております。

（「仲人の進捗は」と言う人あり）

○矢部防災危機管理課長 そこにつきましては、基本的に防災士の全体会とかという場で、その中で、一定、全体じゃないですけども、一定の方が、すいません、ちょっと表現が仲良くというのはあれかもしれませんけれども、一定のグループとかというのができているとかというのも聞いてはおりますので、そういった事例とかも含めながら、そういう部分につきましては、引き続き区としても、そういう御案内ができるように取組は進めてまいりたいと考えております。

○宮本委員長 では、浅田委員。すいません、戻ります。

○浅田委員 ぜひお願いします。

それから、ちょっとね、細かいことですがごく気になるんですけど、30ページのところにある外国人の関係なんです。避難所運営、避難所というところは、当該の町会以外の方ね、帰宅困難者など含めて、皆さんが集まってこれる、また、受け入れるという、そういうことは訓練の中でも行われていますけれども、外国人の方でね、千駄木三丁目南部町会というところが防災訓練、一町会ですよ、一町会が防災訓練をやっても、今、文京区と台東区の区境あ

たりは物すごい外国人、特に谷中銀座、よみせ通り、根津神社を中心としたところなんかは、物すごい外国人が来てて、そういった方々も本当に大きな災害になったときには場合によっては集まってくる、あるいは受け入れるということが必要になってくるだろうというふうに思うんです。そのときに、ここに書かれてある可能な限りという表現が出てくるんですよ。可能な限り、ありますよね。分かります。出てきますよね。この可能な限りというのは、どういう意味合いでもってこうした表現になっているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

そこに生活している方からすれば、どなたも本当に大きな災害が起こったときには、やっぱりみんなで生き延びるということをまずね、選択をもちろんするとは思いますが、ここに書かれている可能な限りというのはどういう意味合いで書かれているのか、ちょっとこの点をまずお願いいたします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、この可能な限りという部分の表現につきましては、やはり外国の方それぞれ母国の生活、生活環境、生活文化が異なることなどに留意して、避難所のルールを基本とする中でも、一定、そういう方には要配慮という部分も必要なのかなというところで、可能な限りというような表現を文言として入れさせていただいているところです。

また、日本語が不慣れな外国人が避難所に避難したときにも、避難者側と運営をする側双方が、一定、安心して対応ができるように、全ての避難所において基本的に映像通訳とか手話通訳機能がついたタブレット端末というのを配備しているところです。また、日頃からの周知啓発という部分につきましては、区で作成している防災ガイドであるとかパンフレットの啓発資料につきましても、一定、外国語版の資料もつくっておりますので、そういった場、あとは防災訓練等々の場を通じながら、そういった部分、周知啓発とかというのには引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 いや、ですからね、翻訳アプリであるとか、多言語の通訳機器であるとかというのを、それ実際に使ってね、訓練でいいですよ、使ってみました、されました。あのね、実際にやると、結構大変なんですよ。一例を言います、さっき言ったような防災訓練をやりました、あの近くに何とかホテル、ああ、サクラホテルというのがあって、外国人がうじゃうじゃ、うじゃうじゃいます、いらっしゃいます。その中の方がみえました、防災訓練にみえましてね、身振り手振りで起震車ね、起震車に体験してもらって、その後、カレーを食べ

て帰るということだったんです。その範囲だったら、まだ身振り手振りで何とかやれましたけれども、地域のおっちゃん、おばちゃんたちがね、何とかやりましたけれども、でも、本当に今は大きな災害が起こったときに、外国人の方がみえたときに、やっぱり間違いなく混乱はするとは思いますが、実際にそれ訓練で使ってみるということも私は必要じゃないかなと思っているんですよ。やってみるということね。あまり理想的なことだけじゃなくて、実際にやってみようということを、ぜひ区としては、そのためにこういう使い方がありますよということも含めて教えていただけたらと思うんですが、それだけです。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 外国人に対する部分というのに関しては、委員御指摘の部分を押さえて、こちらとしても訓練等を通じて、その辺の体験とか、実際にやってみてという部分については、いろいろ課題も出てくるかと思うので、その辺はこちらとしても、その辺の訓練の実施等については考えてまいりたいというふうに思います。

○宮本委員長 続いて、浅川委員。

○浅川委員 まず、88ページなんですけども、この第4編の避難所における在宅避難者への支援というところで、区の在宅避難、避難者への考え方とか、あるいは東京都のほうの生活支援指針、このようなことが書いてあって、その中で、88ページの在宅避難の推進というところのポチが三つ目のところですかね、建物のやはり耐震化や不燃化というのを触れてあって、ちょっとこれでね、気になったことがあるので、お話をさせて、質問させていただきたいと思うんですけれども、例えば、耐震化促進事業とかというのは、大通りのところに建物が倒れないように耐震化を、耐震補強するとかね、あるいは、耐震化に対してアドバイザーが来て説明をしてくださるというようなお話があったかと思うんですね。何でここがつながってくるかといいますと、例えば、耐震化のことについては先ほど伺いましたけれど、午前中に伺ってはおりますけれども、建物の耐震化の改修を行うときに、前にちょっと相談いただいたもの、内容がありますので、ちょっと御紹介しますけども、その耐震化をするためには工事をしなきゃいけないっていうのは当たり前で、そのためには、例えばビルで店子さんがいて貸し出しているという場合ですね。でも、耐震化しなきゃいけないんだという気持ちが先走ってしまって、みんな店子さんに出ていただいたのに、一つ残ってしまった。それに対して、何というんですか、いろいろな出費がかかったと。内容としては、工事中の立ち退き料は皆さん立ち退くために、だけど、立ち退きたくないって言った人には補償を出さなきゃいけないってなって、そういうアドバイスはその時点では、本人たちがまだ分からなかったみ

たいなんですね。例えば、民々の争いになるので、弁護士さんと呼んだりとかそういうのも方法があったとは思いうんですけれども、耐震化を区に言われて一生懸命それに従ってやっていこうと思ったにもかかわらず、最終的にはずっと出ていってくれないということは、最後には、その建物を諦めて明け渡ししかなくなってしまったということがあるんですね。それだけ一つのところが強い意志で残ったということがあって、そのあたりのこともアドバイザーの方がいて、もし雑居ビルみたいになっていたら、そういうアドバイスをしていたら、細かいところまで教えていただきたかったなという印象が何かずっと残っていて、その時点では対応は難しかったと思うんですけれども、そういった事細かに説明していただけるように、建築アドバイザーというんですかね、耐震アドバイザーの方に説明をしていただいて、同じような不幸な出来事がないようにしていただきたいなというふうには思っているんですけれども、アドバイザーがそのところでは出せないんでしょうかね。それか、区のほうで説明ができるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○宮本委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 今、委員からお話があった内容については、申し訳ないんですけれども、私のほうでは把握していない内容なので、それについてのコメントはちょっとできないんですけれども、ただ、一般的には、耐震補強の仕方というのは幾つもありまして、その中で、耐震診断をやって、どこが耐震の数値が足りなくて、どういう補強をすればいいかというのは、設計の中で幾つかシミュレーションしながらやっていくということになっております。そういった中で、例えば分譲マンションにお住まいのまま耐震補強ができたりとか、やり方によっては完全に出ていなくても補強ができるということは十分にありますので、そこはアドバイザーのアドバイスという部分もちろんあるかもしれませんが、耐震診断、それから耐震設計を行うというのを、所有者の方がどこの設計士に依頼するかというのは、その所有者の判断になりますので、その中で幾つか方法があったのかなと思う部分はあるんですけれども、そういった設計を進めていく中でのお困り事とかトラブルとかということがあった際には、区の窓口等で御相談いただければ、そういったアドバイス、私どももできますし、そういったお話があったということは中でも十分共有して、今後、対応できるようにしていきたいと思っております。

○宮本委員長 浅川委員。

○浅川委員 いや、こちらからは何か勝手なお願いになってしまったと思うんですけれども、そういうことがあったことを伝えることもすごく大事な事かなと思うので、同じような不

幸が起こらないように、また、悪い気持ちで接する人もいるかもしれないので、そのあたり、せつかく区が応援してくださるならやろうという方に対して、裏切るわけではないんですけども、がっかりさせないようにしてあげていただいて、そのあたりのアドバイスもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 何点かお伺ひしていきます。昨年12月に最大避難者数2万6,775人を前提に、各避難所の避難者有効、避難有効面積と収容可能人数を算定していただいて、議会のほうにも提出していただいています。確認して、ああ、いいものができたなというふうには思っているところです。

ただ、この3点、そこから先ですよ。3.5平米は難しいというところで、今、見解を述べられているところですけども、収容不足、だから3.5平米を確保した場合に生じる収容不足について、二次避難所を何人分増やすとか、在宅避難によって何人減らすとか、それぞれの具体的な目標というのを立てていく必要があると思うんですよ。各避難所において、現状不足人数、対応策、改善時期までして、具体的なロードマップというのは、やっぱり当然、考えていかなければいけない時期に入っているのではないかなと思うんですけど、そこ見解をお伺ひします。

○宮本委員長 三宅安全対策推進担当課長。

○三宅安全対策推進担当課長 現状の想定にまだなりますが、都がまだ新しい想定をちょっと出していただけでないで、現状の想定ではございますが、基本的に現状の3.5平米のスフィア基準に達することは物理的に困難という状況にあります。ただ、一方で、二次的避難所等の拡充等については協定を締結を進めたいなというふうに考えております。現状、人数の充足としては、昨年、東大と締結できたことによりまして、面積としては93%程度を超えたようなところでございます。引き続き、在宅避難等のまだ想定の人数等が新しく想定ができていけませんので、ここら辺の兼ね合い、非常に現状では難しいですが、これまでの想定では、こういったところでございます。人数としては、ちょっと面積としては、どうしても使えないデッドスペース等もございまして、人数については充足率は83%程度ということになっております。引き続き、想定ですね、想定に基づいて拡充できるように、二次的避難所の拡充に向けてちょっと進めていきたいなというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 拡充してっていただく意欲を持っていただいて、東大も含めて実現していただくことは十分承知しているんですけど、私が聞きたいのは、せっかく昨年度、収容人数等、デッドスペースを入れちゃっているところですけど、大方のところを出していただきました。物理的に3.5平米は難しいということも出していただきました。正直でいいと思っています。ただ、その先からまだ、実際のところ、東大とかいろいろあれしていただいていますけども、その数値を算定したその先を今後どう改善につなげるのかというロードマップをしっかりとつくって行って、その目標値に向かってどう実装していくのかということだと思えますよね。先ほどおっしゃった、午前中にも少し議論させていただきましたが、在宅避難者、建物が壊れない、安心して命が守れる建物に住んでいるということも大事になってくると思いますし、そうしたことも含めてロードマップができていくことによって確認ができていく、3.5平米に向けてどういうふうやっていくのかということも出てくると思うので、そのあたり、実現を全部今やってくださいじゃなくて、ロードマップをつくりながら、きちっとそこを積み重ねていくかどうかを御答弁いただきたい。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今回、ガイドラインの中で、ガイドラインの88、89ページのところで、今回、在宅の支援という部分を追記させていただきました。避難所への避難のほかにも、この在宅避難の区における考え方であるとか、都の指針を踏まえた今後の取組というようなところで、避難所以外の支援拠点等々についても、今後、課題を整理した上で、検討は進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、その辺、どのタイミングまでにどうなったか、今の段階でちょっとお示しするのは難しいですけども、今後、その辺は課題を整理した上で、タイミングを見計らって議会などにも御報告というのはしていく想定でおります。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 やはり、災害関連死等々を含め、避難所の質を上げていくためには3.5平米というのはスフィア基準、最低基準ですよ。そこを目指すのは、当然、区としてもやっていただきたいところですし、しっかりとロードマップをつくった上で、そこにどう実装していくかというのを明らかにしていただけるよう改めてお願いをしたいと思います。

次に、東京都が課題としている避難所まで届いた物資をそこまで取りに来られない在宅避難者にもどう届けるか、物資輸送のラストワンマイルについてお伺いしたいと思います。

文京区では、避難所まで水や食料を取りに来ることのできない在宅避難者を誰が把握し、

誰が届けるようになっているんでしょうかね。避難所まで物資が届く計画ではなくて、最後の一人までどう届く計画に避難所が中心になってやっていくのか。その辺、教えてください。

○宮本委員長 今回の御質問は多分、このP88のところのあれですかね。在宅避難者への支援。よろしい、そういう理解でよろしいですか。

（発言する人あり）

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、こちらにつきましては、原則としては、何ですかね、各避難所等に物資とかというのは取りに来ていただくというのは、在宅避難者の方に関しても取りに来ていただくというのがあくまで大原則にはなっているところです。その辺につきましては、現状ですと紙ベースでの対応と、受付についても対応とかというところになっていますので、その辺は、今後、都とも連携しながら、システムの改修とかというのも含めて、デジタルを活用した対応とかというのも、一定、今後、進んでいくのではないかなというふうに想定はしているところでございます。そのほか、物資を実際取りに来れない方に対してどうするかという部分につきましては、引き続き、ちょっと課題として認識はしておりますので、検討材料として考えさせていただきます。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひその辺を共有していただきながら、しっかり避難所運営協議会とも共有していただきながらやっていただかないと、やはり、私は結局、歩けないから、だんだんと食料がなく、気づいていただけるまでは駄目なんだって諦めるかどうかってとても重要なことになってくると思いますので、そこはしっかりとさらにお願ひしたいと思います。

それから、次に、33か所の避難所運営の能力というか、様々本当に町会頑張っていて、ここはすごくこう活力あふれてやっているよねというところと、基本的なところだけ押さえていただいているところとか、いろんなところがあると思うんですね。その中で、やはり今回、避難所運営協議会が主体的にやっていただくということを書いた以上、やっぱりそのところに避難所運営協議、33か所が、あまり基本的にベースはきちっとやられているか確認をしていく、区が評価していくという、評価というのがいいのかな、避難所ごとにね、というのは大事だと思うんですよ。例えば、夜間の開設はちゃんとできるようになっているか、要配慮者の受入れはとか、女性・子どもの安全確保とか、在宅避難者への物資とか、通信手段とか、トイレの設置、できるできないを把握して、そういうところをチェックしながら、まだできてないところは区としても支援していくとか。そういうふうなチェックリストとい

うのはあるんでしょうかね。そういうのがあると評価がしやすいというか、画一化されていくんじゃないのかなと思うんです。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今回のこの避難所運営ガイドライン、改訂された後、各避難所運営協議会等々につきましては、こういった改訂されましたというお知らせを含めて御案内とかさせていただくふうに考えているところです。そういった中で、今回のこのガイドラインの中にも記載していますけれども、まずは避難所基本情報シートとかという部分を各避難所ごとに一定埋めてもらって、ディスカッションとかしてもらっていただくことが、それぞれ理解の一助になるかというふうに考えているところです。そういった中で、区のほうでも一定協力させていただきながら、総合防災訓練等の機会、活用とかにつなげていければというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ただ、やはり避難所カルテのようなもので、やっぱりここはちゃんとできているよねというところとか、ここはまだ超えられてないよねということの区が評価していくというか、チェックをしていく表みたいのがあってこそ協議を、避難所運営協議会とかそういうところで協議をしていただくためにも、あ、ここできたよね、チェック終わり、じゃ、次の段階はこれまだだねというふうな、双方にとってベースになると思いますので、そこはぜひ御検討いただきたいというふうに思います。そこをお願いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらにつきましては、基本的に総合防災、区が主催する総合防災訓練の中で各避難所ごとに、例えば入り口はどこにあって、例えば車はじゃあここに付けられるとか、じゃあ、物資集積、救援物資が来た場合はここに置こうとかという、そういう避難所ごとのロケーションに応じた対応というのは、例えばトラック協会とかを通じながら、一定、カルテ的なものというのは避難所ごとに作成させていただいているところです。そういったものも活用しながら、避難所運営協議会の皆様とも共有を図りながら、その辺というのは対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 今回、詳細、避難所ガイドラインのほうに、運営ガイドラインのほうに詳細を上げていただいたので、そこのところについても、きちっと各学校の実態に応じてどういうふうにできているかということのカルテにアップデートしていただけるように、併せて

お願いいたします。

次に、障害児とか医療的ケア児、この間、障害者含めてですけど、実態調査を行ったら、災害時に困ることとして、薬や医療ケアを確保できるかどうかが不安、避難所で必要な支援が受けられるか不安という33.6%とか、発達障害では避難所でほかの人と一緒に過ごすのが難しい42.8%というふうにおきているんですね。つまり、この実態調査によって、区はこうした問題があることを認識したということですよ。ところが、ガイドラインでは、要配慮者専用スペースを確保するとされていますけど、スペースを確保するだけで、それぞれのニーズに対応をどうしていくのかということは書かれてないんですよ、まだ。これは進化していけば、アップデートすればいいと思うんだけど、そうしたときに、障害者もそうですけど、当事者とか医療的ケア児なども含めて、具体的なケースを設定して、当事者や家族にも参加してもらって、避難所で本当に生活できるかどうかを検証する実地訓練のような形で、そうしたガイドラインをアップデートしていくということは考えられるかどうかというのを教えていただけますか。

○宮本委員長 今回の御質問は、P29の配慮が必要な方への対応のところからの御質問でよろしいですね。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらにつきましては、一応、ガイドラインのそうですね、29ページのマル2の1、2、3、四つ目の黒ボチのところで、一定、記載はさせていただいているところですけども、特に避難行動要支援者名簿等に記載されている方につきましては、個別避難計画の内容を参考に民生委員・児童委員等と協力しながら、必要な支援というのには努めてまいりますというふうにちょっと掲載はさせていただいているところです。個別具体的なものにつきましては、それぞれ対応というのも異なってくるかと思うので、その辺はそれぞれ場面場面に応じて、一定、配慮とかという部分については、関係部署とかも含めながら考えてまいりたいというふうに思います。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 ちなみに、今のでもいいんですが、けども、やはり医療的ケア児の場合ですよ、例えば避難してきた場合、停電時も含めて医療機器の電源や必要な衛生用品やケアを担う人材をどうあれしていくのかということも、やっぱりそれ、来て、じゃあ、そういうのに詳しい人がいなかったら分からないわけじゃないですか。だから、やはりそういうところが事前のガイドラインの中に示されていて、もう避難所運営の協議会の中でそうしたことというの

は共有、情報が共有されている。ケアの人が来たときに、停電のときの対応はこうだよってここにあるよねというようなものをつくっていくというのは、やっぱり命を守る意味ですごく大事なことだと思うんですね。そこのあたりというのはアップデートしていただけると理解してよろしいでしょうかね。

○宮本委員長 いいですか、答弁は。

（発言する人あり）

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 そうですね。こちら、特に電源が必要となるような患者の方とか、という部分が必要な要配慮者の方とかという部分につきましては、また、関係部署とも一定協議をしながら、その辺の対応というのは、引き続き、協議、検討というのは進めてまいりたいと考えております。

○宮本委員長 海津委員、もうまとめてください。

○海津委員 ああ、分かりました。最後に、災害関連死等も含めてですけど、やはり様々な人たちが避難所で一番、災害関連死と、ストレスを抱えないようにしていくためには、やっぱり心理的安全性が一番大事だと言われているんですね。ここにいていいんだ、自分もここにいていいんだ、自分はここにいていいんだというふうに思える。そして、それを守ってもらえる環境があるということがすごく大事だと言われているんですね。例えば、性被害を防ぐことは配慮ではなくて避難所の安全管理なんですね。だから、だけどガイドラインには、トイレを明るく人目の届く場所にする、男女の動線を分けるなどは書かれていますが、それだけで、あと、例えば性被害を受けた場合の誰にどう決められて、誰に相談し、どこで相談し、警察や支援機関にどうつなぐのかということとかも、そういうふうなときの想定したものは書かれてないんですよ。だから、そういうところもやはり書いていただくとすることが大事だと思うんですね。あと、動線を分けるだけじゃなくて、例えば洗濯物干場なんかも性被害に受けやすいところを言われていますので、そうしたことに対しての配慮とかに関しても落とし込んでいくというのは非常に大事な視点だと思うので、そうしたこともやはり配慮ではないんですね。だから、避難場所の安全管理をどう高めていくかという意味でも、避難所運営ガイドラインというのはさらによりよくしていただく視点は持っていただけるかどうか、最後にお伺いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらの避難所ガイドラインの中で、一定、避難所内に部外者の方

が入らないように、日中は避難所の入り口に受付を設けるであるとか、夜間の施錠や巡回を行うなどのマニュアル化を呼びかけるというような対応に努めてまいりたいと思います。また、先ほども御答弁したとおり、警察等とも協力しながら、その辺の防犯体制というのはしっかり対応というのは取り組んでまいりたいと考えております。

また、別に、備蓄物資として、一定、防犯対策のものとして、パーティション用のケーブルロックとか防犯ブザーなどの購入も一定行っておりますので、そういった備蓄物資や人、警察等関係機関との対応とか様々なものを組み合わせながら、その辺は留意して取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本委員長 続きまして、石沢委員。

○石沢委員 まず、13ページの、あ、ごめんなさい、10ページの文京区が目指す避難所についてというところで、ちょっと1点お伺いしたいんですけども、ここの書きぶりを見てみますと、10ページの上のほうには都が目指すべき避難所というところがあって、そこには1点目で誰もが不安やストレスなく安全に過ごすことができるというのが都が目指すべき避難所だということで書かれていまして、下のほうには文京区が目指す避難所ということで、区が目指す避難所というのは、避難者の生命と健康を守り、不安やストレスなく過ごすことができる環境を整備すると、こういうふうに書かれているわけなんですけれども、これ見ると、誰もがという言葉が都のほうには入っているんですけども、区のほうには入っていないという書きぶりになっておりまして、やっぱりこのね、誰もがという言葉がないというのが、これは何でなのかなというのがちょっとやっぱり気になるんですよね。

それで、熊本地震の避難所で、車中泊支援を、車中泊者の支援をしているminoriという、これNPOなんですかね、ここの代表理事の高木聡史さんという方がこういうふうに言っているんですけども、多様性を踏まえた支援を追求しないと、はじかれた被災者にはますます支援が届かないと。避難所が誰にでも安心・安全であることは第一課題であり、命の問題ですと、こういうふうに言われているわけですね。熊本の避難所でも、やっぱり性被害だとかいろんな、そういうちょっとセクハラみたいな言葉がかけられるとか、やっぱりそういうこともあったということで、そういうのが怖くて車中泊にならざるを得ず、ある意味、ちょっと健康を害するとかね、やっぱりそういうこともあるというようなことも、熊本地震の経験ではそういうこともあったということなので、やはり目指すべき避難所の在り方として、やっぱり誰もが安心・安全に不安やストレスなく過ごすことができる環境を区として目指していくんだと、そういう点で、この誰もがというのはやっぱり都の目指すべき避難所という言

葉に準拠してね、やっぱり入れるべきなのではないかなというふうに私は思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 そうですね。こちら区が目指すべき避難所として、避難者、避難者の生命、健康を守りというようなふうに記載しております。これをもって基本的には避難所にいる方全てというふうに捉えることもできるかなというふうに思っております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 その避難所からやっぱり出てね、車中泊を選ぶ人とか、そういう方も熊本地震のときにはいらっしやっただけなんですよね。だから、やっぱり避難所にいる全て、それ以外の避難者についても誰もがということで、やっぱりそこは入れていただきたいというのは、私はちょっとそういうふうに思っておりますので、重ねてお願いしておきたいなと思います。

それから、もう一つは、13ページなんですけれども、避難所の開設というところが5番にあります。それで、これを見ると、避難所の開設は次のいずれかの場合において災害対策本部等が決定し、区職員、施設管理者、避難所運営協議会委員を中心とした地域住民との協働により開設・運営しますというふうに書かれて、マル1に震度5弱以上の地震が発生したときというふうに書いてありまして、2は、その他、区が、区から避難所の開設の指示が出たときというふうに書かれているんですけれども、区の地域防災計画の避難所の開設というところを見ますと、5弱の対応と5弱以上の、あ、5強以上の対応で避難所の開設というのが何かこう分かれていますよね。5弱のときには、避難所の開設は災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校職員が行うとなっているんですけれども、5強以上のときには、避難所の開設は災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が避難所運営協議会と協働して行くと、こういうふうになっていまして、5弱と5強以上で書きぶりが違うんですよね。ただ、このガイドラインのほうを見ると、5弱以上の地震が発生したときに、地域協議会も含めてみんなで避難所の開設を行うというふうな書きぶりになっているんですけれども、これはこの地域防災計画のほうと、このガイドラインのほうではどっちが正解というんですかね、ちょっとそこがちょっと分からなかったもので、ちょっとそれを教えていただきますでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、すいません、先ほど、改めてなんですけれども、一応区としては、避難者の生命と健康を守りという部分に、都が示す内容を前提とした上で、それも含

めた同様の意味合いを持たせているという認識でいるところです。

あと、今、おっしゃられた避難所の開設の部分につきましては、次の14ページの(2)のところにしっかりと明記をさせていただいております。5弱の地震が発生した場合というのは、先ほど委員おっしゃるとおり、区の職員であるとか、学校長とかが運営をして、避難所運営協議会には可能な範囲で協力を依頼します。それで、(2)のマル2ところで5強以上の地震が発生した場合、避難所運営協議会も含めて開設してというようなところで、こちらは地域防災計画の書きぶりと同様になっております。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。これ、5のところでは開設というふうに書かれてたので、そういう捉え方で開設というふうになると、この地域防災計画のところには開設というふうになっていまして、その下に5弱のときの対応、5強以上の対応というふうになっていたもので、これと比較すると、開設のときにガイドラインと地域防災計画との間で何かちょっと違いが何かあるのかなというふうに私はちょっと捉えたんですけども、それについては、ガイドラインと地域防災計画はその後で説明しているということなので、それはそういうふうに理解しました。ありがとうございます。

それから、もう一つは、19ページのところで、これは前回のガイドラインとは変更した点ということで書かれているんですけども、発災後のトイレの使用についてなんですけれども、これ読みますと、施設のトイレは発災後は原則使用禁止になるということで書かれています。携帯トイレや簡易トイレを優先的に使用するというふうに書かれているんですけども、発災後に、前はですね、これは使用できる場合は使用するトイレを特定するという形で、施設の中でも使えるトイレというのがあるというふうに、そういう前提だったのが、今回は全て原則禁止になるというふうに、これ書きぶりが変わっているんですね。これは、要するに学校のトイレとか、あと、それから避難所もそう、ここの区役所とかね、そういう全てのやっぱり公共施設のトイレが、これは全て原則使用禁止になるということなんでしょうか。そうすると、使用が再開できるのはいつになるんでしょうか。そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら、いろいろと素案から案につくり変える段階でいろいろと意見照会等をしていく中でちょっと書き換えた部分にはなります。こちらにつきましては、施設のほう自体が仮に使えたとしても、施設の敷地外の部分が使えるかどうか、そこから先の

部分が、要するに下水ですね、そういう部分が分からないという部分もありまして、一旦はその辺の確認がとれるまでは、まずは施設の中が無事に使えたとしても、そこから先の部分が一定ちゃんと確認がとれるまではというようなところもありまして、こういった書きぶりに修正させていただいたところです。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。そうすると、避難所のトイレとか、そういうトイレは、じゃあ、一体いつになったら、大体期間でいうと1週間、3日なのか、1週間なのかとか、やっぱそういうところも気になってくるわけなんですよ。それで、たしか前回の委員会のときに、トイレマスタープランに基づいたトイレ計画というのがあったと思うんですけども、あのときにはトイレ空白地帯というところの、じゃないところ、あ、トイレ空白地帯というのを設定して、そこでいろいろこう、何だろう、非常用トイレとか携帯トイレとか、そういうのを配備していくという、そういう計画があったかというふうに思うんですけども、そうすると、発災後はもう全ての施設がトイレは使用不能になると。全てのエリアで、何でしょう、携帯トイレをもうとにかく整備していくという、そういうことになるんでしょうか。ちょっとこの原則使用禁止というのは、施設というのは、それこそ公園とか、公衆トイレとか、そういうところも含めてそうなるのかというのが、ちょっとここだと、どこまでの施設なのかというのがはっきりちょっとよく分からないんですよ。そこについては、どういうふうに捉えているんでしょうか。教えて、もう一回教えていただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 トイレ計画のほうにつきましては、また別の機会でご報告はさせていただきますけれども、原則使用禁止という部分につきましては、例えばトイレの中でも、一定、貯留、ため置きができるトイレなどもございますので、そういうものについては、使用というのは一定できるかなというふうに考えております。そうじゃないものについては、そこが敷地内は生きていたとしても、そこから先の部分も、一定、下水道局のほうの確認がとれるまでは、これは地震の規模とかにも応じてその辺は違いますので、何日ぐらいが目安にというのはなかなかちょっと申し上げづらいところがございますけれども、そういった対応で一旦は原則禁止というような表記にちょっと修正させていただいたところです。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうしますと、貯留できるようなトイレは使えるとかというふうに書いたほうがいいのかというふうにも。全てのトイレが、全ての施設の全てのトイレが、もう発災後は

もうみんな使えませんかというふうになりますと、これはちょっとどきっとするというか、えっというふうに、ちょっとかなり衝撃的な言葉だなというふうに私は捉えたんですよね。なので、そうなってくると、やっぱり復旧に向けた人員とかそういう体制というのは本当に大丈夫なのかとか、トイレの詰まりとか下水のところというふうにまでなってくると、やっぱりそういう面でのやっぱり体制整備なんか、下水は下水道局になりますけれど、非常に危機感を持つような表現になっているなというふうに思ったので、ただ、貯留できる場所はね、使えるというのであれば、そういうふうに変えた方がいいのかなというふうに思いましたし、ちょっとここについては少し気になったので、ちょっと改めて今後聞いていきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、資料の22ページ目なんですけれども、避難所の居住スペースの優先順位という部分になるんですけれども、ここの中で、避難所の開設からおおむね1週間後からは避難者数が減少し、避難所の縮小や教育活動の再開等が検討されますと、こういうふうに書かれておりました。要するに、1週間ぐらいたってきたら避難者数というのは減少してきますよ、こういう想定になっているということが、この書きぶりで見えてくるんですけれども、ただ、熊本地震の県の避難者数の数字というのを見ますと、例えば、被害の大きかった宇城市とかや八代市なんかでは、発災直後の7月29日時点の避難者というのは、宇城市が2,592名だった、八代市が3,009名だったのが、1週間後の8月4日というのは、宇城市が3,232名、八代市が3,308名ということで、避難者数というのが増えているんですよね。八代市にいた、あ、宇城市か、宇城市に至っては、8月10日ぐらいまでは何か避難者数というのは発災直後と比べてあまり減ってないですよ。むしろちょっと若干増えているみたいな、そういう状況がありました。ですから、この書きぶりだと、1週間ぐらいたったら、大体、避難者数というのは減少してきますよみたいな、そういう想定になっているんですけれども、むしろ避難者数が増えるという、そういう想定もあり得るんじゃないかなと。そういう想定をした居住スペースの確保とか、やっぱりそういうことも想定していく必要あるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたり御認識いかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちら区としても、現状、都の被害想定に基づいて対応というのは、都の被害想定に基づいて最大となるものに対応できるように、こちらも対応というのは考えているところでございます。また、今後、都のほうも被害想定等が見直されるというような情報は得ていますので、そういったタイミングを見計らって、この辺の考え方というのはま

た少し、その新たな被害想定が出た暁には、考え方というのはまた一定、区としても見直しが必要なものかというふうに考えているところです。

また、学校の避難所の開設につきましても、原則1週間というような形になっていますけれども、その被害状況等々に応じては1週間延長とか、そういったことも地域防災計画の中にも掲載はされておりますので、そのときの状況に応じながら、学校の施設の管理者とかとも協議しながら、その辺の対応というのは考えてまいりたいというふうに思います。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 このガイドライン案では減少するというような想定になっているんですけども、やっぱり、先ほど来、議論あるように、想定外ということもあり得るし、やっぱり増えるという現実が目の前に発生しているケースもあるので、やっぱりそこは最新のいろんな経験なんかもガイドラインの中に盛り込んで、やっぱり避難所の運営というスペースの確保、そういうのに努めていただきたいなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ちょうど今の石沢委員の御質疑のところで、開設期間7日間というところ、ちょっと重ねてになっちゃうんですけど、これで大丈夫なのかなというところを確認させていただきたいなと思うんです。15ページに7日以内、原則と書いてあって、その隣の16ページでは、避難所の縮小・閉鎖というふうに書いてあります。当然、区の職員ですとか施設管理者は通常の日常の業務に戻っていくということ、それ当然なんですけれども、学校が避難所として学校教育活動の再開などに着手するというふうに書いてあるわけです。避難者がいる中で学校の再開というのを考えなきゃいけないときに、計画のほうで原則7日というふうにしていれば、当然、学校のほうも7日をめどに再開に着手していけるようにというのは考えていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ただ、大きな災害があって住めなくなった状況を想像すると、7日で家帰る、家とかどこかに移動する、誰も使わなくなるというのはなかなか想像しにくいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった延長する事態にはどういうふうに備えているのか教えていただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 やはり、この避難所というのは、当然、学校施設が主になっていきますので、教育活動の再開という部分では、いずれ縮小というのは当然していかないとはいけな

いというふうには考えているところです。その際も、要するに避難者の避難の状況とかに応じて、例えば、こっちのもう避難者が少なくなったところは別の避難所に移してとか、あとは二次的な避難所として活用、候補地として挙がっているほかの区有施設であるとか、協定締結先のホテルとかもございますので、そういったものも活用しながらその辺の対応というのはやる想定でいるところです。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。今の御答弁だと、ある程度、学校をやはり7日であけるということを目指しているのかなというふうに感じたんですけども、そういう方向でいくということでもいいんでしょうか。二次的な避難所をうまく活用してということ。

別のところの質問ですけども、29ページの要配慮者についてでございます。このところが、高齢者、障害者への配慮というところで、主な変更点で記載が変更されたというふうに書いてございますけれども、じゃあ、子どもについてはどうなのかというところが質問です。30ページのこどもへの配慮というところ、ここがちょっと不思議な言い回しになっているなと思ったんです。こどもが泣いたり騒いだりしても気兼ねなく過ごせるオープンスペース等々、ニーズに応じた対応も検討しますというふうに書いてありますが、これは私の経験でいうと、被災地を見てくると、当然、子どもの居場所の確保というのは、声はなかなか上がらないんですけども、ニーズは当然あるというふうに思っているわけです。その前提に立って考えると、発災してからニーズに応じて対応を検討するというのでは、かなり時間がかかってしまう。これは子どもの居場所というのは必ず必要だというのが、こどもの権利に関する条例を定めた本区としては、これは当然のことだろうという認識であっていただきたいんじゃないか、あっていただきたいと私は思うんですけども、ここは確保すると言い切って定めておくべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 当然、子どもへの配慮というのはとても重要な項目の一つだと考えているところです。こちらにつきましても、当然、学校のほうのそのときの被災状況によって、例えば、あらかじめどこかを決めていた場合、そこが使えなくなった場合とかということもいろいろと想定としてはありますので、そういったことも、一定、事前に配慮する検討項目にありますよということを周知、協議会とかでこうやって周知していく上で、その辺の対応というのは十分に可能になるかなというふうには考えているところです。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○**たかはま副委員長** 承知しました。そういうふうに大事なものであるというふうに考えていただけているのであれば、ここの書き方は、ニーズに応じた対応も検討しますというのではない、もう少しシンプルにその必要性を記載していただければいいんじゃないかなというところは指摘させていただきます。

次が88ページのところで、避難所、在宅避難者のところですね、先ほど来からいろいろと議論がありましたけれども、このところ2月の本委員会で在宅避難について質問させていただいて、榎戸室長からはこういうふうに御答弁いただいております。運営については、住民リーダー等の育成を促進するという例示もあると。様々な選択肢がある中で、必ずしも区の施設という形で決めつけることもなく、区民の方に意見を聞いて支援拠点を検討するということで、非常に重要な御答弁だなというふうに私は受け止めております。

実際にこの計画の案を見えますと、区の今の考え方と、その隣に東京都を踏まえた今後の取組というふうに書いてあって、ある種、未完成ですよ。行政としてこの完成された、ばしっといった形で出てこないというのは、ひょっとしたら好ましくないと思っていられるのかもしれないですけども、私としては、防災について思いを持っている区民の一人としてはですけど、区が区民の意見も取り入れて今後考えていくというのは非常にいい機会だなということで、大変期待をしております。

質問ですが、89ページの上のところ、区においても、今後、具体的な取組を検討してまいりますというところの具体的な取組、その時期と併せて、区民参画の在り方をどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○**宮本委員長** 矢部防災危機管理課長。

○**矢部防災危機管理課長** こちら、特に在宅避難者への生活支援という部分についてなんですけども、あくまでこちら、この避難所運営ガイドラインの中には、一定、この避難所も在宅避難者の支援拠点であるよというような位置づけが地域防災計画の中にも定められているので、こういった文言というのを記載させていただいているところです。また、この避難所運営ガイドラインとは別に、改めて在宅避難の支援の在り方とか避難所外避難の支援の在り方というのについては、課題を整理した上で、改めてその辺は整理していきたいというふうに考えてございます。

また、ちょっとまだ具体的にそれがどのタイミングまでにというところまではちょっと時期はお示しできないんですけども、その辺は、課題としては区としても認識しているので、今後、検討課題として取組というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。本区の避難の体制を考える上で非常に重要なところに立っているなというふうに私は認識していて、というのも、町会の防災訓練なんかに出ると、新しいマンションに住んでいらっしゃる皆さんも、エレベーターがとまったら、水がとまったら困るわ、避難所で暮らしたいわ、みたいな話が当然のように出てくるわけですよ。そこで、文京区として在宅避難者の生活をこれから一緒に考えていきたいと思いますので、早くしろというわけではなくて、時間をかけてしっかり発信しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○宮本委員長 以上で、報告事項2を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和8年熊本地震に伴う被災地支援についての御質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 御報告いただいた、その他のところですね、その他のところ。文京区としても、熊本の災害に対して義援金を送ろうということで義援金集めていますよね。私、所属している政党でも義援金をお願いしますということで街頭に立ったら、結構、今、2回やってね、3万4,904円、これは全額文京区の募金のほうに入れさせていただきます。この活動で、活動というのは、目標を持って、例えば幾ら幾ら額をこれだけにするという目標を持ってやっているのか、その義援金というのはどういう目的でやっているのか。この2点についてお願いいたします。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 この義援金につきましては、別に金額の目標を立てているわけではなく、皆様がどれだけ支援をしていただけるかということでやっている募金で、基本的に長い期間、今回、私どものほうでやっているのは12月までやっておりますけども、今、一定程度もう集まっていることもありますので、タイミングがよければ10月末ぐらいで一度、熊本県のほうに義援金のほうはお送りしたいなというふうには考えているところでございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ということは、この額設定してないということは、どちらかというと気持ちとか、あるいは誠意とかということですよ。つまり、何々をこういう物資を買うからこれにということよりは、むしろ文京区民、私たち自身の誠意として、気持ちとして送るということに

なると思うんですよね。私、ずっと思っているんですけども、実際に自分が街頭に立って呼びかけたらね、私は文京区民の方というのはすごいやっぱり気持ちがあると思うんですよね。今回の熊本地震もそうです。それから、やっぱり友好都市の関係があるので、能登の地震があったときもすごい誠意をいただきました。能登のときなんかでも、商店会に呼びかけたり健全育成会に呼びかけたりして募金を集めたらね、本当に僅かね、豪一議員も一緒にやりましたけど、僅か本当に1時間ぐらいで十何万集まってね、本当に私はすごい気持ちがあると思うんです。

でね、これはもう率直に思いますけれども、文京区が友好都市という関係にあるまちがね、本当に大変な被害に遭ったというので、じゃあ、義援金を送りましょうって言ってね、ここで言えば社協にやりました、これだけ集まりましたって書いているでしょう。私はいつも思うんですけど、文京区としてやる以上だったら、やっているわけでしょう。募金集めてるんでしょう。だったら、文京区の責任者、区長とか副区長とか部長さんとか含めてね、そんな長い時間とは言いませんけれど、ちゃんと街頭に立って、文京区民の皆さん、こういう大変な事態が起こっているんだったらね、ぜひとも御協力をお願いしますという、そういう姿勢が私はあってもいいんじゃないかと思うんですよ。ずっとこれについては思っているんですよ。お考えいかがですか。

○宮本委員長 何か御答弁ありますか。

木村区民課長。

○木村区民課長 区長が立つ、部長が立つというのが、それがいいかどうかというのは分かりませんが、私ども、今回のこの募金に対しても、今までもそうなんですけども、募金のところはシビックセンターも含めて各地域活動センター、様々なところに募金箱を設置して、皆様に御誠意をいただいて、一定程度の御金額をいただいて、今までも、昨年 of 熊本のときにも送らせていただいたことがございます。今後こういった募金に対しては、時間を長い期間というのはもしかしたら必要ないかもしれないですけども、地震が起きた、何かトラブルが起きたというときに、早急に対応するということが必要だと思っておりますので、今後何かあればすぐに対応するということを進めていきたいというふうに考えてございます。

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 すぐにやってくださいということを言ってるんじゃないくて、姿勢を見せてくださいということを言っているんですよ。あのね……。

（発言する人あり）

○浅田委員 いやいや、やっぱり、そこでね、ここで社協がやりましたという報告ね、あたかもこれ区がやっていますというような報告になっているでしょう。いやいや、書いてあるじゃないですか。私はね、本当にね、支援する気持ちを伝えるということは、やっぱりその区のね、長い間、何日も何日も街頭に立ってくださいということを言ってるんじゃないくて、姿勢の問題なんですよ、姿勢。文京区が友好都市で本当に大変な事態が起こっているというのであるならば、それについては、やっぱり区責任者がきちっと区民の皆さんの前に支援をお願いしますということを私はあつてしかるべきじゃないかと思うんです。箱を置いてますと、急いでやりますということね、これだけやりましたという、これ私ね、そんなだっでもうやめたほうがいいと思いますよ。その程度だったら。額がそんな多くないわけでしょう。物事を設定してやるっていうのは、それはいいと思いますよ。それぐらい私はね、あれ実際やってみて、本当に区民の皆さんが支援してあったかい心を持っているというのを肌で感じているからこそ言っているんですよ。いや、私の意見が違うというんだったら、ぜひね、ほかの方言っていただいて結構だけど。

○宮本委員長 関連で、岡崎委員。

○岡崎委員 パフォーマンスかどうか分からないんですけど、浅田さんの言っていること、委員の言っていることも分かりますが、これが全て文京区議会の意見だというふうに思われちゃうと困っちゃうんですけども。

（「いやいや、個人でいいですよ」と言う人あり）

○岡崎委員 だって、公式の場だからね、ここね。全部残るんだから。

（「ぜひ残していただきたい」と言う人あり）

○岡崎委員 それは個人の意見であって、区議会としての意見じゃないということを私はぜひ申しておきたいと思います。

それと、義援金ですから、これはやっぱり御本人の、さっき何て言いましたっけ、御本人のやっぱり意思表示であり、また、僕も何回もやりましたけども、やっぱりそれはもう区民の方からの真心をやっぱりお受けして、だからってそれが区長なり区の幹部が短時間でもやればいいのか、僕はそういう話じゃないというふうに思っていますので、そういう議員がいるということも意見を述べさせていただきます。

○宮本委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 熊本の災害対応につきましては、私ども区長の指示の下、できる範囲で速やかに対応するような指示をいただいているところでございます。義援金の設置につ

きましても、できる範囲、速やかに設置をして、それを実際に被災地の方に届けるということが何よりも大切というふうに考えておりますので、長い期間、設置をして、その間に首長や管理者が立つというよりも、どちらかといえばスピード感で考えているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

（発言する人あり）

○宮本委員長 じゃあ、3時に……。

（「期間を言っているんじゃないんですよ。姿勢を言っているんですよ。姿勢ね」と言う人あり）

○宮本委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、あるいは、ほかの方は、浅田が言っているのはおかしいよっていうなら、言っていて結構ですよ。

○宮本委員長 3時なので、もうまとめていただいて。

○浅田委員 これは、繰り返しますが、スピーディーにやった水であるとか、私はそれは本当に評価しているんです。それについてはね。私はこの義援金に対する考え方と、今回の報告については、やっぱり考え直していただきたいということを述べて、3時になりました。

○宮本委員長 では、3時になりましたので。

（「いや、いいですよ、終わりで」と言う人あり）

○宮本委員長 休憩、まだ御質問がある方もいらっしゃいますよね。はい。じゃあ、3時半から再開しますので、吉村委員の質問からお願いします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時27分 再開

○宮本委員長 それでは、皆さんおそろいですので、委員会を再開させていただきます。

吉村委員の質問からお願いします。

○吉村委員 熊本地震につきましては、10年前にも大規模な熊本県には地震がありまして、復興について取り組んでおられる最中に、今回の熊本地震が発生してしまい、私自身も心を痛めておりますし、お亡くなりになった方々へのお悔やみを申し上げるとともに、被災した方にお見舞いを申し上げます。

先ほど来から支援の在り方についてお話がありましたけれども、街頭で募金箱を持って活動することも重要であると思っておりますし、そのこと自体は否定はいたしませんけれども、私自身は街頭活動、街頭の募金活動とかはしてないものの、区民の皆様に義援金等の区がや

っている支援策とかを随時、適時、御案内していたりとか、できる活動をしてまいりました。また、区長や管理職の方々も、多分、イベント等の場とかに赴いた際には、マイク等を用いて義援金の御案内をしていたりと、何らかの活動をそういった対外的にも行ったださっているものと理解しておりますので、手法は様々ありますけれども、一番大切なのは、先ほども御答弁いただいたように、被災地に支援が届くことだと思いますので、今後も適切な支援を継続していただけるように心からお願い申し上げます。

私の質問については、職員派遣についてなんですけれども、熊本県熊本市に2名、熊本県の八代市ですかね、8名派遣されておりますが、戻ってきた職員の方々が、熊本での経験を生かして、ほかの職員に共有していくための取組としてどのようなことを今後行っていけるのかということを教えてください。

○宮本委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 まず、私どもの区民課としては、この熊本市のほうに罹災証明交付の事務で1人、8月21日から28日まで行ってまいりました。行った職員が、実は私ども今年に入った新人の職員が行きまして、まず、うちの中で、まず我々の業務の中でやっている罹災証明書の仕事もやっておりますので、そこで覚えた仕事を向こうにも、向こうに行って、また、向こうは向こうでまた違うやり方ではあったんですけども、先輩、周りの方々にも教えていただきながら、いろんな経験をしてきたというのがすごく大きかったというのは帰ってきたときに聞いてございます。

この経験を生かして、昨年も私どもの職員1名が罹災証明書の発行で現地に行っておりまので、行った職員が2人、今、そろっている状態でございます。その持って帰ってきたことをほかの職員にも伝えて、改善できることは改善するし、今までうちがやっていたことに問題がないということも確認がとれたりというのもしておりますので、そういった効果があったかなと思っています。やはり、1週間のうち休みなく、もう丸々1週間働いていたらしいんですね。土・日がやっぱりすごく罹災証明の発行業務が多くて、平日だと大体二、三十人というところなんですけど、やっぱり土・日になると200人、300人という方が来られて、とてもこれがすごい大変だったと、書類をつくるのにすごい大変だったというのは言っていたので、本当にこういう状況になったときというのは、本当、我々文京区の職員だけでも多分できないことも多いと思いますし、こういった、いろんな方に助けていただきながら、すぐにこの発行業務をするということもしていかなきゃいけないというのをすごく感じたところでございます。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 保健衛生部だけではないんですけれども、保健師も実は6名ほど現地に派遣されています。最初はですね、やはりちょっと安否確認的な意味合いが強くて、高齢者住宅のほうへ回って面会とかさせていただいていたんですけど、だんだん時間がたつにつれて、例えば健康観察だとか、お気持ちを傾聴するとか、そういったところにだんだん業務が変わっていった、やはり区民の方からすると、やっぱり話を聞いてもらうだけでも非常にうれしかったとか、安心したってお声をいただいたところなんです。

こういった経験につきましては、今後の保健師の人材育成に大きく役に立つということもございまして、また、保健師についても新陳代謝がありまして、そういった経験のある方が年齢を過ぎると辞めていくということもございますので、実はちょうど昨日なんですけれども、熊本地震だけではなくて、東日本大震災とか西日本豪雨災害とかにも派遣された職員が、後輩あるいは同僚の職員に対して経験を共有するといった研修を開かせていただいたところでございます。

○宮本委員長 大畑建築指導課長。

○大畑建築指導課長 建築職のほうも住家被害認定調査ということで1名派遣をしております。そういった中で、建物の被害状況の認定をしていくという業務だったわけなんですけれども、実際に文京区で地震が起こった際には、応急危険度判定という、若干、内容はちょっとは違うんですけども、似たような建物被害の判定をしていくということで、その際には文京区の職員だけではできないので、地元の判定士に要請をして、それを受け入れてやっていくという仕事になります。そういった中で、実際に派遣して行ってみて、向こうの地元自治体の受入体制がどうだったかですとか、実際に応援に来た職員に対してのいろんな説明をしたり作業してもらったりというような流れというのが身をもって本当に分かったということで、非常によかったということをおっしゃるので、そういったものが実際に経験してない職員も含めて、受入体制をどうつくっていくかというようなことを、今後、庁内でも準備をしていこうということで、今、考えているところでございます。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 防災危機管理課からも2名、職員を派遣したところです。実際に現地へ派遣した職員からは、やはり当初想定していた業務でも、やっぱりいざ現場へ行くとイレギュラーな対応とかというのが多々あったというような報告を受けております。また、一部避難所の、実際、避難所のところの視察なんかも訪問期間中、行ってまいりましたけれど

も、そういったところでは現地の職員は数名しかいないで、あとは、中には現地の職員は1名もいないで応援自治体職員だけで運営している避難所なんかもあったというような報告も聞いているところです。やはり、こういう場面は、文京区がいざ被災自治体となった場合にも十分想定がされますので、改めて受援応援計画とかという部分でも、そういう部分というのは取り入れていきたいというふうに考えているところです。

○宮本委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、詳細にいろいろ教えていただいて、すごい私も今、聞いて勉強になったんですけれども、まず、罹災証明書の事務の1名の方、新人の職員さん行かれたということで、すごい新人の方にそういう機会を与えて、これから長く多分働いてくださることを想定して生かしていくというのは非常に重要だなと思いました。むしろ経験を積んだ方を行かせるのかなと思ったら、新人でしたけど、新人の方だからこそ、その場で多分柔軟に吸収して、やり方とかの違いとか素直に率直に感じたことを多分持ち帰ってきて、皆様に意見を言うてくださるんじゃないかなとちょっと期待をしておりますので、こういう人選もすごいよかったのかなと思いましたし、あと、1週間、休みなく働いていて、土・日がもう平日に比べて10倍ぐらい多いというのも、こうやって実際経験をした方、行かれた方の声を聞いて、こんなにそんなに本当に多いんだというのが痛感もできましたので、本当に有意義な、こういった報告を受けるというのは重要だなと思いますし、文京区の職員だけでは大変、対応できなかったりとか、書類をつくるのも大変だったということで、ボランティアとの連携だったりとか、先ほど出てきた災害時協定を結んでいる団体さんとの連携というものを想定した上で、そういった経験の声を生かしながら、どういうマニュアルをつくっていったって、さらにそれを文京区らしく変えていくかというのが重要な課題なのかなと感じました。

先ほどの保健師の方とかも、例えば安否確認的な意味合いが強かったとはいえ、健康観察だったりとか、お気持ちの傾聴がやっぱり重要、そういう災害時とかで夜も眠れなくなってしまったとか、ちょっと心が何かずっとざわついているのとか、すごいそういう精神的なものってすごいくると思うんですね、避難所とかでも。そういったお話を聞いてもらっただけでも安心したという声があったというのも、文京区でも多分同じような状況になると思いますし、保健師の方、6名も行かれて、新陳代謝もあるということで、いろいろな経験を得た方々が、昨日、ちょうど本当にタイムリーですね、派遣された職員さんが同僚とか後輩にその経験を伝える場とかもそうやってつくっておられるということで、本当にこういった取

組を継続していただきたいですし、その保健師さんの方々が、多分、保健師の方は、そうですね、精神的に多分向き合ってあげて、その場で多分寄り添ってさしあげたんだろうと思いますので、今後、文京区であるときも、その方々を中心として、そういった声がこういったものが実際にあったのかということも確認をしながら、より良い心のケアをできるようにさらにやっていただければと思います。

建築職の方についても、住家被害認定調査ですかね、1名ということで、確かにいろんな評価の手法って自治体によってそれぞれですけれども、罹災証明書の発行等とかもシステムが違ったりとか、でも根本は変わらないと思われますので、そういった受入体制とか流れが分かったというのは本当に重要な要素であると思いますし、庁内でも、そういった場合に、多分本当にテンパってしまって全然想定どおりいかないこととかも多いと思うんですよ。いきなり詰めかけてきた方々とかもいて、ばーっと何か興奮されている方とかに内容をちゃんと理解させられるのかというところとかも課題なのかなと思いますので、そういった経験を積んだ職員さんが戻ってこられて、そういった建築職の方々にもまたそうやって皆様にその経験を広げていくというのが重要でしたし、あと、防災危機管理課なんて特にそうですね、現地の職員さんだけが数名で回しているところもあったし、しかも、誰もいない避難所もあったというのは衝撃といいますか、確かに冷静にこうやって聞いて考えてみると、そういうふうになり得るんですけど、どうもこちらとしてはですね、災害時には職員の方は絶対にマストで何かいてくれていて、プラスアルファで運営協議会の方々とか町会の方々がやって、どんどんボランティアが入ってくるのかなというようなイメージがちょっとついてしまって私自身はちょっといたんですけれども、誰も、確かに職員の数とかも限られておりますし、職員の方も被災している上に、避難所も同時にぱっと開設されるということで、誰もいない、そういった職員の方がいない避難所もあることも想定したマニュアルが、今後、こういった経験を基に、そういう避難所を見て、実際にどういう初動体制でどういうふうに動いていて、どこら辺がちょっと客観的に見ていたときに不備が、不備と言ったらちょっと、その方々は精いっぱいやられてて、それがそのときのマックスの多分対応だったとしても、客観的な後で分析したらここら辺が足りなかったとかいう部分は出てくるとと思いますので、そういったことを持ち帰っていただいて、ぜひ今後のマニュアルづくりとか運営、そうですね、いろんな支援について生かしていただきたいと思いますので、貴重な御報告ありがとうございます。

○宮本委員長 ほかに。

石沢委員。

○石沢委員 熊本地震の被災地支援ということで、本当に行った職員の方々は本当にお疲れさまでしたということで、敬意を表したいなというふうに思います。

それで、このいただいた報告書もちょっと読ませていただきました。巡回による在宅高齢者の健康状態把握等の部分の報告書なんですけれども、朝6時半くらいにホテルを出発して、11時15分くらいにホテルに帰宅して、何か業務終了報告を書くみたいな、そういう活動を1週間とかやられたということで、本当に身を粉にして被災地の方々の被災者支援をやられたんだなというふうに思いました。こういうのを見ますと、かなり先ほど聞いてましても、1週間のうち休みなく働いたとか、深夜遅く、朝早くから深夜遅くまで働くということは、本当に御本人の方々の健康とかそういうのも心配になってくるんですけれども、そのあたりは大丈夫だったのかなというのをちょっと一個確認をしておきたいなということ。

あと、それから、この保健師の方とか、同行した事務職の方の報告を読みますと、8月14日以降、85歳以上のお宅を重点的に訪問することになったというふうにも書かれておりました。健康観察が主な目的だったのかなというふうにも思うんですけれども、こうやってフェーズが変わって85歳以上のお宅を重点的に訪問することになったというのは、何かどういう理由とかでこういうふうになったのかなというのはちょっと聞いておきたいなというふうに思うのと、それから、保健師の方、健康観察をされたということで、やはり発災後2週間、3週間たった多分段階での健康観察だったと思うんですけれども、現地の方々というのはどのような、在宅避難者が主だったというふうには思うんですけれども、健康上のいろいろな留意点だとか、そういうことがあったのかということも、もし分かれば、分かる範囲でちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、そういった得られた知見を、今後、区も先ほど在宅避難者に向けたいろんな支援というのをこれから避難所運営ガイドラインにももっと精緻に落とし込んでいくという必要がこれから増えてくると思うんですけれども、そういう知見をどのように生かしていくのかということも、ちょっと改めて御説明いただければというふうに思います。

それから、最後に、今回支援に行った熊本市と熊本県八代市からは、これはどういう経緯で支援に行かれたのかというのをちょっと確認をしておきたいなと思います。支援の要請があったのか、支援内容としては、どういう支援をしてほしいという要請があったのかというのも、最後、ちょっとこれも確認できればと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、85歳の方の自宅へ訪問するということにつきましては、現地は、文京区だけではなくていろんな自治体が入っていて、その中で、八代市さんと熊本県が中心となって役割分担をした中で、文京区が85歳をたまたま請け負ったという形になっているというふうに私たちは理解してございます。

また、ちょっと健康観察の中身については、ちょっとなかなかこの場で申し上げるわけにはいかないなと思いますので、ちょっとここは御容赦いただきたいと思います。

あと、知見については、やはり今回行かれた方、行かれた職員が持ってきたものというのは非常に大事なことだと思いますので、そこは、やはり専門職としてそこへちゃんと引き継ぐようなスキームを、今回、研修やりましたけど、そういったものをつくっていきながら、研修を踏まえながら少しずつ落とし込んでいくという形を考えているところでございます。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 それぞれ職員の派遣に至った経緯でございますけれども、まず、八代市につきましては、同市から職員派遣の要請を受けて、在宅避難高齢者の健康状態の把握等の業務のため、8月5日から19日の間、保健師と事務職員を派遣したというようなところになっております。こちら、主に保健師の派遣をというような要請があったことから、このような対応をとったところでございます。

あと、また、今回実際行った職員、先ほど少し聞き取りで感想とかも聞きましたけれども、やはり防災の部分に関しまして言いますと、やはり文京区が被災した場合、逆にどういった部分に応援を手厚くやらなきゃいけないのか、避難所運営とか含めてですね、そういった部分、受援応援計画で一定定めておりますけれども、その辺、改めて今回の教訓とかを含めて、その辺というのは、そういう見直すタイミングがあれば、そういうときに反映させていきたいというふうに考えております。

あと、熊本市のほうにつきましては、都と区長会による対口支援の一環として、本区からは罹災証明と住家被害認定調査の業務で8月21から28までの間、事務職と建築職を派遣したというようなところになって、これは文京区がこの期間というのは割り当てられて派遣に至ったというようなところでございます。

あと最後に、一番最初にありました職員の健康状態等々につきましては、やはり実際、派遣した職員に対しましては、やはり心身の健康の保持とかのためにも、産業医及び臨床心理士による健康相談というのを日頃から行っているところはございますけれども、実際、派遣に行った職員に対しましては、個別にそういう案内とかを送って、あとはちょっと自己判断

の部分にはなってしまいますけれども、そういう一定の健康相談とかについても、一定、区としてはフォローを行っているところでございます。

○宮本委員長 よろしいですか。

では、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。今の石沢委員の質疑の中で、どういう経緯でという話がありましたけれども、このところちょっと確認しておきたいのが、八代市と本区は直接災害の支援協定を結んでないかと思うんですけれども、事前に伺った話だと、熊本県を通してということだったと思うんですけれども、こういう支援の仕方というのは、何て言うんですか、駄目だと言っているわけじゃないんですけれども、あり得るのか。県が協定を結んでいけば、いろんな自治体に支援できるという形は、ほかの自治体が被災した際にも応用できるのかなと思うんですけれども、そこら辺の経緯をちょっと教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 そうですね。実際、文京区は熊本県、あと熊本市、新宿区と4者による協定、覚書を結んでいるところでございます。そちらの協定に基づいて、今回は熊本県とも協定を結んでいるというようなところで、熊本県内の八代市に対しても職員の派遣を行ったというような経緯でございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書なんですけれども、この中には文化・歴史・観光・広報等の各分野において相互に連携を図ることを目的するというふうに書いてありまして、確かに広報等の各分野というところで等に含めればできるのかなとは思いますが、この事態が落ち着いたときには、もう少し災害に関しての相互の連携については御確認いただければなというふうに思います。そういうふうに感じました。これは要望として。

あと、先ほどの御質疑ですごく各現場の職員さんの経験を管理職の皆さんが生き生きと話してくださったというところで、何かこう、委員会の議論ってここが足りてないとか、こうやってくれみたいな、そんな話ばかりの中で、すごくうれしそうに話してくださったのが大変印象的だなというふうに思うんです。庁内での共有も図られているということですが、この皆さんの働きぶりというのは、各職員さんに伝わるルートというのはあるんでしょうか。ぜひやっていただきたいという意味で提案させていただきます。

それから、少なからず税金を使ってというところがございますので、我々区民の側にもぜひ報告をしていただきたいと思いますと思いますが、こういった形が考えられるのか、お伺いします。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、職員に対する知見とか経験の共有という部分につきましては、やはり、それぞれその業務に携わっている職員に対しては、一定、フィードバックができているのかなというふうには認識はしているところです。また、これを区民の方等に対して報告会をするかどうかというところは、現段階ではそういう予定はございませんけれども、そこについては、あくまでちょっと区の中で、区の体制として、今後の知見に生かしていけるというようなところで、特段、そういう公に報告するというところまでは現段階では考えておりません。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。そうしたら、要望として受け止めていただければいいんですけど、私、9月10日に区内で防災啓発の活動をされている方、この方も熊本に被災地支援に行かれたんですね。と私とで熊本地震の被災地で活動した経験を共有する勉強会を開催して、30名弱が集まって意見交換を行ったんですけれども、すごくその実際の活動をきっかけに、いろんな地元の方から意見が出てくる、自分事として考えるいい機会になるんですよ。職員の方がこうやって行ってくださったというのも、そこで見てきたこと、それから、多分、その職員同士で意見交換をしたりとか、いろんなことがあったと思うんです。そういった方を区民の方にはぜひ知っていただきたい。報告会のような形じゃなくても、何らかの形で関心のある方が知れるというような形をぜひ考えていただきたい。今後の活動に関してもぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

一つの形として、ホームページへの掲載もいいのかなというふうに思うわけです。今回の熊本地震における被災地支援についてというページを文京区さんでつくってくださっていますよね。それが8月18日に更新されて、まだ実際の本日の資料の内容よりも、8月18日で止まっちゃっている情報になっているので、そのところを拡充するというのが第一歩としてやっていただけることかなというふうに思いますので、ぜひ区民に知らせるところは重要だという認識で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 ホームページの部分につきましては、内容につきましては、最新の情報で区民の皆さんに伝わりやすいように工夫というのはしてまいりたいと思います。また、

実際、職員が経験したことを区民の皆さんに何らかの形でというようなところにつきましては、よく防災講話とかそういうような機会で実際に話す機会とかもございます。また、そういう要望があれば、我々の職員を実際派遣して、講話であったり訓練と組み合わせてとか、そういったことは一定いろいろな方法で対応は可能かと思いますので、その辺は地域からの要望があれば、それに応えられるような形で、講話等の機会を通じてその辺というのは対応はできるかと考えております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。現状はそういった形でできているということは承知いたしましたが、広報課さんすごい、広報戦略課さん、今、すごい頑張っているじゃないですか。いろいろ動画を使って発信したりとか。ただ求められれば情報出せるよというだけではなくて、こちらから伝えていくという本当に広報の形ですよ、ということをやっているという中で、区民の皆さんに知りたい方、興味のある方に簡単にアクセスできる情報の在り方というのはぜひ考えていただければなと要望させていただきます。

以上です。

○宮本委員長 以上で、報告事項3を終了いたします。

○宮本委員長 一般質問に入ります。

一般質問は、3人の方から5件がございます。

まず初めに、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、今回にも関連するんですけども、文京区はいろんな実態調査をやっているんですよね。子ども・子育て、それから障害者・障害児、それから高齢者、様々な実態調査が行われて、その中で、災害関連対策に関しても実態調査が行われています。例えば子どもであれば、子どもであれば、子どもであれば、アレルギーのことやおもちゃや絵本とか、子どもが遊べる場所、動き回れる場所ということが具体的なニーズが寄せられているわけですよね。それから、高齢者実態調査においても少し触れられているんですが、でも高齢者実態調査のほうは、災害対策に対して不安ですと終わっちゃっていて、それよりも介護事業者のほうに対しての、サービス事業者に対して対象にした項目のほうが多いんですね。それはそれで大事なことだと思うんですけど、ただ、例えば在宅で暮らしている高齢者自身だとすれば、地震で建物が無事だったので自宅にとどまった。しかし、エレベーターがとまって水を運べない、薬がなくなってきた、トイレに困っている、避難所まで物資を取

りに行けない、体調が悪化しているとか、そういうお困り事とかもあると思うんです。でも、そういうことが具体的な困難みたいな、具体的な困難みたいなものって、実態調査の中できちっと把握されていくせっかくのチャンスだと思うんですけれども、まずお聞きしたいのは、実態調査をやるに当たって、防災危機管理課として、その下のところに何を自分たちとすれば、危機管理もそうだし、これから地区防もそうだったと思いますし、ガイドライン、避難所ガイドラインもそう、それから在宅支援のサービスの向上に向けてもそう、備蓄品のこともそうだと思うんですけれども、そうしたものをどういう質問を各実態調査の中にはめ込んでいったら、より結果としていいものにつながるのかということで、きちっと各所管とつながっていらっしゃるかどうかということをもっと聞きたいと思います。

○宮本委員長 実態調査というのは、何の実態調査。

○海津委員 だから、さっき言った子ども・子育てとか、それから障害者、障害者・児、それから高齢者実態調査、様々な実態調査が行われていますので、その中で、はい、ちゃんと……。

○宮本委員長 その中で防災課がどう……。

○海津委員 そう、関わっているかということです。防災課が、やっぱりせっかく聞くんですから、その区民の声を引き上げる大きなチャンスだと思うので。はい、そこを。

○宮本委員長 ああ、その実態調査の中で、防災課からも災害対策についての質問を入れたらどうかと。

○海津委員 いやいや、もう入っている。

○宮本委員長 入っている。

○海津委員 入っているけれども、まずそこに、今、これからも、高齢者の質問というのはまだ足りてないところもあると思うので、そこを質問自体もアップデートしていくためには、防災危機管理課としてよりつながってね、つくっていたほうがいいんじゃないかということ。で、どのぐらい関連していますかということ。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 各所管において行われる実態調査の中には、当然、調査票をつくる段階で一定の照会とかというのはかかっているところがございます。そういった中で、引き続き、過去の分も含めて、定例的に同じ調査項目を聞いたほうがいいものもございますし、そうじゃなくて新たに追加したほうがいいものもあれば、その辺は防災危機管理課としてもそういう、何ていうんですかね、質問項目の追加とかというのは検討していきたいと思いま

す。あとは、その調査票自体の全体のボリュームとか質問数のバランスなどもあるかと思いますが、その辺は、一定、所管課と調整しながら、防災危機管理課としても、そういう部分につきましては対応は考えてまいりたいと思います。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 区民の実態調査にきちっと関わっていくということは、区民の災害時の困難を把握するための調査設計としてもとても重要なものだと思うんですね。なので、そこはしっかりと関わっていただきたいということが大事。

それから、調査をして、報告書をつくって終わりではなくって、今回の地域防災計画もそうだし、避難所ガイドラインもそうですけれども、区民に聞いたことによって、防災の何を変えたのかということが問われると思うんですよ。例えば、区民から、実態調査が去年終わりました、みんな公表されています、高齢者のも公表されています。そこで、今回、この避難所ガイドライン、それから地区防のところで、何を胸を張って、区としては区民に聞いた声によって防災の何を変えましたかって何が言えるのかというのをお聞きしたいと思います。

○宮本委員長 ちょっと理解できますか。

矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 そうですね。こちらにつきましては、各種ガイドライン等に沿いまして、区としてそういうニーズも踏まえながら、そういった、例えば備蓄であるとか、そういったものというのは、常に新たなものにバージョンアップとか追加の購入とかというのをしていますので、その辺はそういったものも捉えながら、一定、ニーズに応えられるようなところにつきましては、引き続き対応できるものは、順次、対応してまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ぜひですね、今までやった調査に関して、災害とか関わる場所に関すると、この地区防もそうです、避難所ガイドラインのところに関しても、そこを抜粋として資料として添付しておくほうがいいと思うんですね。こういうことが、子ども・子育てのところで上がってきていますよ、こういうところに関する高齢者から上がり、介護事業者からは上がっています、在宅の方からは上がっていますというところが分かって、そこに向かったのこういうことをしてきましたということ。何を区としてやったか、調査が単純に縦割りの福祉施策だけでやっているわけじゃなくって、そこは全般、まちづくりもそうですし、防災にもつながっているんだということが実感ができるような資料の使い方をお願いし

たいと思いますが、最後にそれだけ御答弁いただきたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 やはりそういった調査結果というのは、そのままというわけではなく、それを生かして、その後、新たなものなのか、増強しないといけない部分なのか、こういうところは別にそこまで必要ではなかったのかとか、そういったものも、当然、そういった経過とかも踏まえながら、防災危機管理課としても対応というのは考えてまいります。

○宮本委員長 続きまして、石沢委員。

○石沢委員 最初に、学校の非常用電源設備のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

私のこの前の本会議質問のところで、熊本地震でのエアコンがないという状況を捉えて御質問させていただいて、避難所となる学校での非常用電源設備の設置について求めさせていただきました。今、改修、改築している学校については、非常用電源設備についても導入を進めているかと思うんですけれども、やはり既存の学校というところでも、そういう非常用電源設備というのが喫緊の課題になっているかと思います。その点について御質問させていただいたんですけど、そのときに教育長さんから、いろいろ課題ありますということは言われたんですけども、今後、区長部局等と検討してまいりますと、こういうふうに御答弁いただきました。それで、検討していくということなので、これをいつまでに検討を行って設置を進めていくというふうに、今、考えているのかというのをちょっとお伺いしておきたいなと思います。

あと、既存の学校で、今、何だろう、新築校は、いつもどこまで新築校というかあれなんですけど、既存の学校でこの非常用電源設備のない学校というのは、今、何校になるんですということも、ちょっと分かれば教えていただきたいんですけれども。

○宮本委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 まず、いつまでにというところの御質問でございますけれども、基本的には、先般の教育長の御答弁にございますとおり、やはり大規模の工事が必要になるということから、改築や大規模改修等の機会に合わせて行うということになりますので、なかなかこれをもっていついつまでにというところを今時点で私のほうから御答弁することは難しいのですけれども、ここについては間違いなく計画的にやると。そのときには、その必要性について防災課等とも、防災危機管理課等とも協議しながら、また、あとは実際に設置する学校等ともお話しを進めながらやらせていただくというところで御答弁とさせていただきますと思います。

今の設置状況でございますが、ないところという校数があれになってしまうので、設置校ということで御説明させていただきますと、避難所用の自家用発電機という形で設置しておりますのが、誠之、明化、柳町の小学校3校と六中、音羽中の中学校2校、こちらのほうでの設置について、いわゆる燃料、軽油を使って自家発電する設備が備わっているのはその学校という形になります。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。じゃあ、30校のうち5校ということで、そうなってまいりますと、やはり電源がなくなったときには、やはり非常に今回の熊本地震のときには、体育館にそもそもエアコンなかったわけなんですけれども、電気がなければやっぱり同じような状況にもなり得るということだと思いますので、ぜひ計画的にやっていくということなので、ぜひ速やかに進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、垂直避難場所の、ちょっと午前中の議論のときに言えばよかったんですけれども、垂直避難場所のことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、区のホームページを見ますと、今、区有施設2か所で垂直避難場所を設定されているかと思うんですけれども、そのうち江戸川橋体育館と文京清掃事務所の2階、それぞれ2階ということになっているんですけれども、文京清掃事務所については、今もう既に移転をしていて、新しい場所に移っているかと思います。そういう中で、まだこの記載されている垂直避難場所というのは、古い住所の垂直避難場所に清掃事務所の場合はなっているんですけれども、これは、この垂直避難場所ということでは前の場所が変わらないのかということ、ちょっとこれは確認をしておきたいなというふうに思います。

それから、垂直避難場所とは別に、水害時の避難所についてなんですけれども、今、文京区内ではたしか13か所ですかね、設定されていて、割と文京区の西側とかにも結構多いかなというような僕は印象なんですけれども、印象で言っているんですけれども、ただ、これ地図を見ますと、水害ハザードマップを見ますと、例えばこの本駒込の五丁目とか四丁目とか、千駄木の四丁目とか、こういったところなんかは、北区との区境のところなんかは割と水が出やすい、豪雨が発生したときには最大で1メートルとか、そのぐらいにまで水が出てくるような、そういう場所になっているかと思います。それで、そういうときに、本駒込の五丁目とか四丁目とか、千駄木四丁目とかだったら、水害時の避難場所としては文林中学校というのが割と近場になるのかなというふうに思うんですけれども、五丁目、四丁目の北区との区境というところになってまいりますと、なかなかその文林中とかに行くにしても、結構大

変かなというふうにも思います。それで、例えばこの不忍通り沿いには勤労福祉会館とか、そういったところも区の公共施設としてはあるわけなんですけれども、こういったところは水害時のそういった避難所とか、そういったところにはなり得ないのかどうかというのはちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、最初の垂直避難場所の件でございますけれども、こちら現状、建物自体はまだ残っている状態である。ただ、現状、なかなか実際ちょっと所管とも協議しているんですけれども、なかなか使用するにもうちょっと堪えないような状況になってきているというようなことも聞いていますので、こちらにつきましては、今後ちょっと一定、現実的には使用にはそぐわないという判断が正式に下れば、そのタイミングでちょっとここは落とすような形で考えているところでございます。

あと現状の水害時の避難所13か所につきましては、基本的には、浸水想定区域ではなく、さらに土砂災害の警戒区域にも当てはまってないところを基本的には選んで設定はさせていただいております。また、先ほど委員おっしゃった例えば勤労福祉会館とかそういう部分につきましては、現状、区有施設ではありますけれども、備蓄物資とかが特段何も備わっていないとかということを鑑みますと、現状の13か所の水害・土砂災害時の避難所というのは、引き続き、こちらの13か所に対応というのは考えているところでございます。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 この文京清掃事務所については、今おっしゃったのは古い、今のホームページ上に載っているところがなかなか、今、使用に堪えないということで、今、これを落とそうと思っているということなんですよねという、ちょっとその確認と、落とした場合、じゃあ、新しい、今、移転した後の清掃事務所に、今後、垂直避難場所を移すのか。そのこともちょっと確認をしておきたいんですけど。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 すいません、今、最新のちょっとハザードマップ、まだもう間もなく完成するところなんですけれども、そのタイミングでは、すいません、文京清掃事務所は垂直避難場所からはちょっと掲載を落としているというような状態になっております。

（「じゃあ、新しいところも」と言う人あり）

○矢部防災危機管理課長 そうですね。新しいところにつきましては、地下とかですので、垂直避難場所には適さないというようなところで、新しいところについては、改めてそういう

のに活用するというような考えは今のところございません。

○宮本委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうなりますと、あそこの今入っている文京清掃事務所の場所というのは、国との合同庁舎だというふうに思います。ですから、例えば国ともいろいろ調整して、そういうところを新たな垂直避難場所にしていくということもまた必要なのかなというふうには思うんですけれども、ぜひそういった検討も進めていただきたいなというふうに思いますので、一応そこは要望として申し上げておきます。

○宮本委員長 続きましては、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 先日の台風25号でございます。シルバーウィークの5連休中にもかかわらず、避難所の開設、それから土のうの配送に当たられた職員の皆様には心から感謝申し上げたいなというふうに思うわけなんですけれども、今回の対応が職員の皆様の献身だけに頼ったものではなくて、その仕組みとして持続可能なものだったかを確認したく、3点お伺いしたいなというふうに思います。

今回、まず一つ目が、開設した13か所なんですけれども、こちらに従事した職員は何名でしょうか。それから、その参集が事前に定められたものなのか、あるいは当日の状況を見てのものだったのかお示しいただけますでしょうか。

併せて、従事してくださった職員の皆様は、時間外勤務の扱い、それから代休の取得がどのようなになっているのか教えていただけますでしょうか。特に、今回、連休中の対応だったということで、予定を変更せざるを得なかった職員がいなかったのか、どういった配慮がされていたのか教えていただけますか。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 まず、今回は連休中の対応だったというところで、通常ですと一つの避難所当たり3名、防災住宅職員を配置するところなんですけれども、今回は各種外泊の届けとか出た部分もございましたので、各避難所2名、都合13か所ですので、26名の職員に避難所開設、準備含めて従事していただいたというふうなところになっております。

また、こちらにつきましては、それぞれ事前に、当日とかではなくて、事前に台風状況とかも情報共有しながら、避難所の開設の可能性もありますので、その際は事前に割り当てられたところに開設の準備、また、実際開設判断となったら開設の対応をお願いしますというふうなところで、事前にお知らせをしているところでございます。

また、あと、今回、時間外の勤務となりますので、当然、それに関する手当てというのは

支給するような形になっております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 ありがとうございます。承知いたしました。事前に台風の状況を見て参集して下さったということで、先ほども議論があったと思いますけれども、雨が強くなって警報が出るよりも、なるべく早く開けた方がいいんじゃないかというところは、一つ、今後に向けての重要なポイントかなというふうに思うんですけれども、そのところの開設のタイミングについてはどのようにお考えか教えていただけますでしょうか。

それから、利用の実績です。避難所に実際にいらした方の人数を教えてくださいませんか。併せて、高齢者ですとか障害のある方、配慮が必要な方がいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 こちらの避難所の開設につきましては、現状をレベル3の警報級以上のものが出た際に高齢者等避難というような対応をとっているところですので、レベル2の注意報のタイミングで開設の準備とかというのには取りかかりました。また、事前に警報が出る前の開設とかというものにつきましては、やはり一定、注意報が出てからですと警報が出ない場合もございますし、また、待機時間とかがかなり長時間にわたるといようなところもございますので、その辺は現状、あくまでレベル3の警報級以上が出たタイミングで開設という判断で、今、現状は取扱いさせていただいているところです。

あと、避難所のすいません、人数の部分につきましては、今回、台風25号につきましては、13か所開設して、1か所で1名の避難者がいました。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知しました。今回、夜だったということもありまして、それから、皆さんがか分からないですけど、天気図を見ていけばピークがどれぐらいかというのはある程度把握しての行動になったのかなというのがありますけれども、実際開設したけど1名だけだったというのは、本当にそれで済んでよかったなというところかと思います。

先日、一般質問でも御提案したように、他区を参考に、自主避難所の開設という考え方も重要なんじゃないかなというふうに思うんですね。ただ、御答弁の中で、待機時間が長くなるというのは、あ、確かにそうだなというふうに思います。その開設の時間が例えば警報の解除というのが延びたとすると一晩中みたいなことにもなりかねないですから、職員の皆さんの働き方という意味では検討すべき課題だなというのは十分認識はいたしました。ぜひ、

また同じ質問を今後させていただくので、ほかの自治体のやり方を参考にいただければと思います。

2問目が、モバイルバッテリーの火災についてです。本年9月15日に区内の集合住宅においてモバイルバッテリーを原因とする火災が発生したということで報告をいただいております。幸い死傷者はいなかったということですが、東京消防庁によれば、リチウムイオン電池の製品による火災が増えているということで、2025年は過去最多で、本年も前年を上回るペースで推移しているということでお伺いしたいのですが、本区でリチウムイオン電池が原因とされる火災の件数を把握されていたら教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長 区内全域でのということでは把握してございませんけれども、清掃関連の車両での火災の発生については、昨年度1件ございました。それ以前も幾つかあったはずですが、すいません、今ちょっと数字がないのでありません、お答えできませんけれども、そういったこともありまして、10月1日からの集積所のほうで不燃ごみの日に回収をさせていただくということで周知をさせていただいているので、お手持ちのものがあればその際に出していただいて、なるべくおうちに置いていただかないように、古くなったものは特に置いていただかないようにしていければいいなと思っております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。区内の件数が何件か知りたいというわけではなくて、増加傾向にあるというふうに、やっている中で区が取り組んでいただいている、これが石川課長に2問目として聞いたかったことなんですけれども、これからの周知、ぜひ十分をお願いいたします。特に区報だとかホームページでやっていただいているかとは思いますが、恐らく集積所にも何かこう書き方が必要になってくるんでしょうかね。すごく私もホームページの情報を見ましたけど、ちゃんと理解するのはすごく難しいですね。リチウムコイン電池はこうで、ボタン電池はこうでみたいなどころがある中で、一番は安全性というところで、しっかり区民の皆さんに分かりやすいような周知の方法をお願いします。

そして、3点目なんですけれども、火災の多くが廃棄時ではなくて充電中や保管中に発生しているという情報を目にしました。それから、ぱっと火が上がってしまうんだそうです。初期消火時の負傷も増えているということで、子どもたちに対しての安全についてお伺いしたいんですけれども、モバイルバッテリーやハンディファンを使う児童・生徒も多くなっていると思うんです。そういった子たちに、異常時にどう対応するかを含めた周知を、防災部

門だけではなくて教育委員会とも連携して行うべきと考えますが、現状、どのように行われているのか教えていただけますでしょうか。

○宮本委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 厳密には教育指導課のほうでの対応でございまして、私のほうでなかなか御答弁難しいところではございますけれども、今回、清掃の排出の仕方も変わったというところもございまして、防災課さんとも協議しながら、必要に応じて教育委員会としても必要な対応というのは、今後、考えていければと思っております。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

あ、矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 また、防災部門のほうとしましては、基本的に消防署のほうからの御案内というような形で対応はさせていただいているところでございます。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 承知いたしました。消防のほうからの案内というのが区民の皆さんにどう伝わるのかというところが重要なかなというふうに思うんです。私、調べたところ、モバイルバッテリーの初期消火の方法ということで、まずは消火器、なければバケツで水をかけて、それでもなければボウルで覆うという対応もありますというのが消防の機関からの情報で、あ、そういう方法もあるんだなというのはすごく驚いたところなんです。こういった消し方、特段、モバイルバッテリーだけに注力するということもないですけれども、文京区の住宅火災に注意してくださいという情報の中に、一つモバイルバッテリーについても周知をしていくというのが重要なんじゃないかなというふうに思っております。

すいません、教育の現場の話は、すいません、むちゃぶりで聞いてしまって申し訳ないんですけれども、多分、今後、起こり得るんじゃないかと思うんですよ。実際に今年の春先に世田谷区でタブレット端末が発熱するのが頻発したということで対応を迫られた件もありますし、やっぱり子どもたちの中には荒っぽい使い方する子もいますから、そうすると火災のリスクもあるんじゃないかなというところは、十分、教育委員会の中で共有していただければなというふうに思います。よく火災訓練、毎月やっておりますけれども、給食室から火が出ました、理科室から火が出ただけじゃなくて、教室から発火したというのも恐らくリスクとしては考えておくべきだと思うんです。なので、防災訓練の在り方としても、教室で発火したとして、初期消火をどういうふうにするのか、子どもたちがすることはないんじゃないかなと思いますけれども、身近なところで起こり得るというところは、教育だと

か、それから区民の皆さんにはしっかり知っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○宮本委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 周知の方法につきましては、各種訓練の際に消防署のほうブースを展示して、そういう場で御案内しているとかというのもございますし、また、そのほか、広く区民の皆様に伝わりやすいように、広報の工夫というのは消防署のほうと協議、連携しながら、その辺は対応は考えてまいりたいと思います。

○宮本委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 あと、最後に、ごみの捨て方のところで、10月1日から始めてくださるということで、どう安全を確保しながらやっていくかというところは、当然、検証していただきたいと思いますが、現状、膨張、破損したものは集積所に出さないでほしいということで、直接窓口を持っていく。ただ、その窓口の受付で基本平日、日曜日は受け付けてないというところがありますよね。そうすると、共働きだったり、日中、本区にいない方だと、なかなか出すのが難しい、もう面倒くさいから出しちゃえというのは、当然、想像がつくところがございますので、そういうところは、お手数ですが、本当に安全を守るために重要なことですので、何らかの方法で受け入れていただければということは要望させていただきます。

以上です。

○宮本委員長 石川リサイクル清掃課長。

○石川リサイクル清掃課長 その点については我々も危惧をしております、現在、4月から地域活動センターのほうで出張窓口回収というのをやっております、一応、集積所回収が始まるまでという時限ではあったんですけども、現在、地域活動センターのほうと調整をさせていただいているところでして、少し延ばして、延ばさせていただこうかと思っております、その際に、土曜日等についても日程を設けるという方向で、今、調整をしておりますので、お知らせできる段階になったら区報等でお知らせする予定となっております。

○宮本委員長 以上で、一般質問を終了します。

○宮本委員長 その他、委員会記録について。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○宮本委員長 ありがとうございます。

令和8年11月定例議会の資料要求については、10月25日、金曜日を締切りとさせていただきます。

○宮本委員長 以上で、災害対策調査特別委員会を閉会いたします。

午後 4時22分 閉会